

災害対策調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月4日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	宮本	伸一
副委員長	たかはま	なおき
理事	吉村	美紀
理事	石沢	のりゆき
理事	宮崎	こうき
理事	岡崎	義顕
理事	浅田	保雄
理事	海津	敦子
理事	山本	一仁
委員	浅川	のぼる
委員	豪	一

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

6 出席説明員

榎戸	研	防災危機管理室長
鵜沼	秀之	都市計画部長
小野	光幸	土木部長
木幡	光伸	資源環境部長
吉田	雄大	教育推進部長
横山	尚人	広報戦略課長

齊 藤 嘉 之 防災危機管理課長
横 山 熱 安全対策推進担当課長
木 村 健 区民課長
篠 原 秀 徳 福祉政策課長
中 島 一 浩 生活衛生課長
川 西 宏 幸 建築指導課長
橋 本 淳 一 管理課長
有 坂 和 彦 リサイクル清掃課長
寺 崎 寛 保全技術課長
宮 原 直 務 学務課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 糸日谷 友
議事調査担当 平 尾 和 香

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

- 1) 避難所の居住スペースの確保について
 - 2) 文京区耐震改修促進計画の改定について
- (2) 一般質問
- (3) その他
- (4) 視察（「雑司が谷公園丘の上テラス」及び「豊島みどりの防災公園（イケ・サンパーク）」）

午前 9時58分 開会

○宮本委員長 おはようございます。定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、災害対策調査特別委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者につきましては、加藤副区長が病気療養のため欠席となっております。

○宮本委員長 理事会について。

理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

○宮本委員長 観察についてです。

本日は、午後3時から、豊島区の雑司が谷公園丘の上テラス及び豊島みどりの防災公園（イケ・サンパーク）への観察を行います。

つきましては、理事者報告及び一般質問を2時20分までには、午後2時20分までには終えることとし、終了後、観察に出発することとしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

また、観察には、関係理事者として、榎戸防災危機管理室長、齊藤防災危機管理課長に御同行いただきます。

なお、事前に御連絡のとおり、本日実施予定であった研究会については、台風22号、23号による八丈島への被害が甚大であり、それに伴う業務に当たるため、講師である東京都防災計画課避難所運営担当課長の伊藤様より、今回の実施は難しい旨の御連絡をいただきました。こちらにつきましては、やむを得ない理由であるため、委員長にてその旨了承し、今回の研究会は中止とさせていただきました。皆様には、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいいたします。

○宮本委員長 本日の委員会運営についてです。

理事者報告2件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、委員会記録について、令和8年2月定例議会の資料要求について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力を願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっております

ので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願ひいたします。

○宮本委員長 理事者報告に入ります。

それでは、総務部防災危機管理課より1件です。報告事項、避難所の居住スペースの確保についての説明をお願いします。

齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 おはようございます。それでは、報告事項の1番、避難所の居住スペースの確保について御報告を申し上げます。資料第1号を御覧ください。

昨年度末に策定されました東京都避難所運営指針では、都が目指すべき避難所の実現に向けた課題や目標などが示されまして、特に生活空間の確保につきましては、国際基準であるスフィア基準に準拠した避難者1人当たり3.5平米の居住スペースを確保することとされております。そのため、現在検討を進めている避難所運営ガイドラインの改定に合わせまして、避難所運営の基本情報として、各避難所の避難有効面積や収容可能人数を算定いたしましたので、報告するものでございます。

算定結果につきましては、資料2ページ以降の別紙を御覧ください。2ページに記載したとおり、算定に当たりましては、本年4月1日時点の各施設の図面などを基に行っておりまして、居住スペースとして算定に含めない諸室、また、具体的な算定方法につきましては、資料に記載のとおりです。また、想定避難者数につきましては、都の被害想定に基づきまして、文京区で最大となる2万6,775人で算定を行っております。

次に、3ページから4ページにかけまして、各避難所の算定結果となります。3ページが現行の区の基準である3.3平米当たり2人、1人当たりは1.65平米で算定した結果。4ページ目が都の指針に基づく1人3.5平米で算定した結果となっております。避難有効面積は、いずれも合計値で5万8,566平米。収容可能人数につきましては、現行の区の基準では合計3万1,946人、収容率は83.8%となっております。また、都の指針で計算した結果ですと、合計収容可能人数1万5,057人、収容率が177.8%となっております。

また、5ページ目では、現在の避難者1人当たりの居住スペースを算出をしております。指定避難所のほか、二次的な避難所も含めますと、現時点では、避難者1人当たり3.22平米を確保しているというような状況となっております。

なお、二次的な避難所につきましては、区有施設は地域活動センターや交流館などが51施設、また、民間施設につきましては、二次的な避難所として協定を締結している16施設が内

訳となっております。

1ページにお戻りいただきまして、今後の対応でございますけれども、算定結果のとおり、現状では全ての避難者に対して都の基準を適用することは物理的に困難な状況であるということで、避難所の収容基準につきましては、現行の地域防災計画に基づき、おおむね3.3平米当たり2人、1人当たり1.65を目安に居住スペースの確保に努めつつも、将来的に都の基準に近づいていくよう、対策を推進してまいります。

まず、避難所における居住スペースの確保につきましては、引き続き、高齢者や障害者など、支援の必要性が高い避難者に配慮したスペースの確保に努めるほか、避難者数のピークアウトなどの状況に応じて、都の基準に準拠した運用に努めてまいります。

また、二次的な避難所の拡充を図るために、区内の学校施設、事業所などとの協定締結を推進するとともに、マニュアル等の整備や訓練の充実に取り組んでまいります。

さらに、避難所避難者数自体を抑制するため、家具転倒防止や備蓄の推進など、在宅避難の推進にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、避難所運営ガイドラインの改定につきまして、今後のスケジュールを示させていただいております。本件につきましては、この委員会で御報告した後、その後ですね、年度内にはガイドラインの改定原案をまとめまして、議会、また避難所運営協議会などへの報告、意見聴取を行ってまいります。さらに、来年度4月以降につきましては、現在、東京都のほうが別途検討を進めております在宅避難を含む避難者支援全体の在り方の結果を反映いたしまして、来年度中の改定を予定しているところでございます。

資料第1号の報告は以上となります。

○宮本委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項1、避難所の居住スペースの確保についての御質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 まず、一番初めなんですけども、今後の、3番、今後の対応についてのところで、(2)都の基準を踏まえた対策のイ、二次的な避難所の拡充についてですが、こちらの二次的な避難所の協定締結の推進については現状どのようにになっているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 先ほど報告いたしましたとおり、現在、16施設と二次的な避難

所の協定を締結しておりますが、大学を含め、私立の学校ですとか事業所ですね、これまで帰宅困難者施設になっていただいているところに、追加して二次的な避難所になっていただけないかと等の交渉を現在行っておるところでございます。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらに關しましては、引き続きね、そうやっていろいろな施設とのやり取りの中で広げていっていただけるよう、推進のほうをお願いしたいと思います。

次に聞きたいのが、もう一個なんんですけども、今後の対応の(2)、同じところですね、都の基準を踏まえた対策の中の、今度はウ、在宅避難の推進についてですが、こちらの在宅避難の周知啓発について、こちらは今後どのように進めていくつもりなのかお聞かせください。

○宮本委員長 齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 在宅避難の推進ということで、やはり2万6,700人という避難所避難者数 자체をですね、やはり減らしていくかいいといけないということで、これまでですね、昨年度は緊急防災対策事業ということで、文の京安心BOOKを配らせていただいたりですか、あと、在宅避難のVRコンテンツを作成したりですか、そういった機会を捉えてですね、様々な手法を組み合わせながら取り組んでおります。

今後もですね、アンケートの、当時のアンケートの結果ではですね、まだまだ在宅避難を知っている方というのは半数ぐらいだったというような結果も出ておりましたので、引き続きそのようなコンテンツですとか啓発、周知啓発というところは、様々な機会を捉えてですね、しっかり進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。今、齊藤課長からも出ましたね、昨年行われました文の京安心BOOKの中ですね、本当に、あれ本当、文京区全体の区民にしっかりとね、在宅避難の周知、あと、本当どれだけね、今、認知されているかというのも同時にね、アンケートをとつて捉えたのは本当にね、すごい前進だったと思い、高く評価させていただきたいと思います。

同時にね、こちらに在宅避難の推進などに關しましては、私自身も自分で作成したリーフレットにも、すぐに区の防災ガイドブックにつながるよう、QRコード張らせていただいてね、災害時ね、特に私の地域では水害時の避難所が誰でもすぐ分かるよう周知もね、こちらさせていただいて、と同時に、そちらに在宅避難の推進もね、微力ながら御協力させていただいておりますので、引き続きね、一緒にこちらのほう周知させていただきたいと思います。

でね、本当いろいろこういった防災や災害の周知に関しましても、例えば3年ぐらい、4年ぐらい前ですかね、令和3年ぐらいの8月に私の地域、文京区と新宿にまたがるところですけども、関口・山吹町地域で起きましたガス提供トラブルがあったときもですね、私、もちろん本当に江戸川橋、関口周辺の方々に緊急事態ということで、あれ夏でしたから、お風呂など入れなくて困っているという声もかなりいただいてね、そういうこともあったときに、私自身は区が出していただいた、近くのね、銭湯の一覧表みたいなものをすぐにプリントアウトさせていただいて、それをちょっと結構大量にコピーさせていただいて、近くのマンションの管理室、または、やっぱり紙媒体ですから、高齢者などがすごい本当にありがたがられて、新宿区と関口で起きたガストラブルに関しましては、ほかのね、あのときは、たかはま副委員長なども何か車で回っていただいて、周知していただいて、本当にね、助かったんですけども、本当に緊急事態にはかなり情報というものが本当に皆さん欲しがるんだなというのが、私の体験上、感じました。

周知に関しましても、この在宅避難の周知に関しましても、本当に若い世代とかにはそういったインターネットやホームページ、あとQRコードといったね、そういうものを活用していただいてやっていくのも本当に効果的だと思いますし、何よりも、先ほど少し出ましたけども、高齢者の方々ですね、やっぱりいまだに、やっぱり私、そういうQRコードとかインターネットとかちょっとよく分からないから、やっぱり紙媒体だと安心するという声を本当にいただくんですね。そういうことでも、この在宅避難の周知に関しましても、そういうインターネットやホームページなどを活用しつつね、紙媒体などの周知も引き続きしっかりと推進していただくようお願いしたいと思い、これで終了いたします。ありがとうございました。

○宮本委員長 いいですか。

齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 在宅避難の周知はですね、様々な機会を捉えてやっておりまして、リーフレットというような形でも作成をいたしまして、町会の事業などでも御協力いただきながら、皆様に配れる機会というところは増やしていっておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今、宮崎委員から質問がありましたけど、避難所の居住スペースの確保につきましては、9月の定例議会でも質問をさせていただきましたけど、今回、これまでの1人当た

りの1.65から、スフィア基準の3.5平米にした場合の想定収容人数が出されたわけすけども、結構、図面、避難有効面積や収容可能人数の再算定で結構大変だったかなと思うんですけども、現実的には、今、ここにも課長さんからの報告がありましたけども、33か所の避難所だけではやはり到底難しいかなと。そういう意味では、この二次的な避難所をやはりいかに有効的に使っていくことが大事なのかなというふうに思いますけども、高齢者の方や障害者の方など、いわゆる支援の必要の高い方は避難所になると思うんですけども、比較的元気っていうかですね、な方は、やっぱり二次的避難所のほうで避難をされていくというふうには思うんですけど、そうすると、ここにありますけど、いわゆる二次的避難所の拡充もそうなんんですけど、実際に避難をしたときには、やはり備蓄とか備品とかというのも、やっぱり当然、必要になってくると思うんですけど、その辺は、今、どのようにお考えになってるんでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 二次的な避難所につきましては、まずは指定避難所の33か所が収容キャパを超えたりですか、被害を受けたりですか、そういう状況を踏まえて、どこの地域の二次的な避難所を開設するかというところを決定していくというような状況です。さらに、二次的な避難所の開設手順としては、まず地活ですか、そういう公共施設をまず開放した後に、そこでも収まらない場合は民間施設のほうを開設していくというような手順となっています。なので、備蓄についてはですね、そういう流れがある中で、一斉に全ての避難所を開くというような計画にはなっておりませんので、それぞれの施設に、地域活動センターを除いてですね、各施設に備蓄というのは行っていないような状況です。実際に開設したところについてはですね、地域の拠点倉庫のほうから必要な分を輸送するというような計画となっております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。当面は33か所の避難所に集まって、そこから二次的避難所のほうに移動されるのかなというふうに思うんですけど、四、五年ぐらい前ですかね、湯島小学校で避難所運営訓練をやったときに、実際に参加者の方が体育館に全員集合をしたわけですけど、五、六百人いたかな。それでも本当に狭いという感じで、とても避難生活は難しいんじゃないかなというような話も結構出てたりしてね、そういう意味では、やはりさっき言いました実際の居住スペースを確保する上においては、やっぱり二次的避難所、さっき宮崎さんもどうやって拡充していくのかという話もありましたけど、やっぱりその辺は特に、区有施

設はもうある程度見えていると思うんで、あとはやはり学校、また事業所、結構文京区内、スペースのある事業所も結構あると思いますし、やはり防災意識も高まっていると思いますし、その辺に力を入れていくべきではないかと思うんですけど、ちょっと先ほどの質問とかぶるかもしれませんけど、その辺はどうでしょう。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 この避難所スペースの確保の資料が出てきてですね、現状で3.22になるということで、3.5には到達していないという時点で、これまでの二次的な避難所の施設の締結については、数値の目標とかがあってやったわけではなかったんすけれども、これで一定、あとどれだけ足りないというのが分かりましたので、これまでには、どちらかというと帰宅困難者施設になっているところには二次的はお願いしてなかったんですけども、そもそも言ってられないで、帰宅困難者施設で協定締結をいただいている学校や事業所にも、併せて二次的避難所にもなっていただけないかということで、現在、交渉しているところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。積極的に御理解、動いていただいて、企業の方の御理解をやっぱり1社でも多く取れるようにお願いしたいと思います。

で、ここにもありますけど、もう一点はやはり、さっき宮崎さんも言っていたけど、やっぱり在宅避難をやっぱりどう増やしていくかというところが、やっぱりこれから大きな柱になっていくのかなと、避難所に来なくても御自宅で避難していただくという。そのためには、各家庭の備蓄物資の件も、ことも大事だと思いますし、もう一つは、やはり周知とともに、ここにもありますけど、後ほど建築指導課でもありますけど、建物の耐震化ということも絡んでくるのかなというふうにも思います。そういった意味では、やはり、在宅避難をどうやって進めていくかという、去年、おととし、ハンドブックとかね、やっていただきましたけども、今後、やはりその辺の取組が非常に大事になってくると思うんですけど、その辺もう一度、お答えがあればよろしくお願いいたします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 在宅避難の推進というところで、例えばですね、我々もすごく課題だなと思っているのは、防災訓練なんかもやってですね、つい先日、林町小学校で防災宿泊、あ、防災キャンプということで、一晩泊まっていただくような機会もやりましたけれども、やはり毎年のアンケートを見ても、やはり楽しかったとか、そういう話がやっぱりあつ

て、もう少しやはりせっかく避難所の体験をしたというところで、最終的にはやはり各家庭で備えなきやいけないんだねというところに、やはり皆さん気が気づいていただかないといけないのかなというのは、我々の課の中でもかなり議論はさせていただいております。

今回も大分ですね、ストレスのかかるようなきつい環境もキャンプの中では整備はさせていただきましたけれども、アンケートの中でもそういった御意見をいただくようにもなっておりますので、やはりいろいろな啓発のコンテンツありますけれども、我々の伝え方というか、どこに気づいてほしいかというところは、様々な工夫は引き続きできるのかなというふうには考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。昨日だっけ、北海道だよね、昨日だったっけ、北海道でも震度4クラスの地震もあって、やはりそういった都心においても、あ、都心じゃない、東京都、あるいは関東においても、いつ大きな地震が来るか分かりませんし、そういった意味では、しっかりその辺も含めて取組方をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私からも質問させていただきたいと思うんですけども、まず、スフィア基準に準拠して、避難者当たり、1人当たり3.5平方メートルの居住スペースを確保するという今回の収容率出していくんですけども、文京区、その土地も限られていますし、厳しい状況であるということは、先ほどの御答弁だったりとか、この数値を見て再認識しております。

今後の対応としてですけれども、先ほどから宮崎委員や岡崎委員が申し上げて、質問しているように、二次的な避難所の拡充というところが挙げられておりますけれども、先ほど、宮崎委員の質問の答弁で、協定は今、二次的避難所は16施設、大学を含めて私立学校、事業所とかと締結を進めていくとおっしゃっておりましたけれども、現状ます、今、文京区は19の大学がありますけれども、大学との提携状況というのはどんな感じでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 民間施設との協定の中で、大学と二次的な避難所の協定を結んでいるのは2大学ということで、お茶の水女子大学と東洋学園大学の二つになってございます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。19大学のうちの2大学ということで、確かに大学もです

ね、そこで何か災害が起ったときは、学生たちが教室とかで避難をしてきて、避難というか、帰れなくなったりとかで、そこに滞在することにもなって、備蓄品とかをその方々にも、の分をちょっと保管はしていると思うんですけども、なかなかまちの方がたくさん来てしまうというのは不安な状況もあるのかなとは思うんですけども、区内に19も大学がありまして、しかも施設、敷地が広いところも結構ありますので、そういうところとの提携もぜひ積極的に今後進めていただければと思っております。

続いて、二次的避難所のマニュアルも今後、そうですね、何か強化していくというか、そのようなことも書いてありますけれども、マニュアルは現状どのようなもので、今後、どのようなものにしていくのかというのと、あと、訓練の実施についても書いてございますけれども、訓練の実施については非常に必要だと思っておりますし、二次的避難所は公共施設もありますし、その事業所というのは私人の施設だったりとかもいたしますので、訓練の実施というのはどこまで、公共施設だけなのか、それともそういった私人の施設とかにも訓練を実施、積極的に今後していこうと思っているのかという点も教えていただきたいですし、あと、訓練ということでちょっと一つ質問させていただきたいんですけども、福祉避難所についてなんですかけれども、文京区では協定を結んでいる福祉施設ごとに訓練を実施していることを承知しておりますけれども、実際の災害時には、まず、小・中学校などの一次避難所で要配慮者の方を把握して、その後に必要に応じて福祉避難所へ移送する流れとなっておりますが、一次、一般避難所と福祉避難所が連携をした実践的な訓練というのも、今後、検討して実施していくべきだと考えているんですけども、それも含めて区のお考えをお聞かせください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、二次的な避難所のマニュアル整備ですか訓練のお話ですけれども、実際ですね、二次的な避難所でマニュアルづくりというのは、正直あまりこう進んでいないような状況もございます。以前からですね、区内の私立の中学校と高校の防災の先生たちの集まりによく参加するござりますて、その中でですね、既に協定を結んでいる学校からですね、マニュアルをつくりたいですとか、そういう御意見、御要望をいたしておりまして、そのような取組は、現在、進めているというような状況でございます。

どうしてもマニュアルがないとですね、訓練というところに行き着かないという部分もありますけれども、今回の居住スペースの拡大というようなところをきっかけにしてですね、場所は増やしていくますけれども、その実効性を高めるためのマニュアルづくりというところ

ろは、今後、大きな課題だというふうには思っておりますので、それぞれの事業者とですね、しっかりとコミュニケーションを取りながら進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 委員御質問の一般避難所と福祉避難所が連携した訓練についての御質問ですけれども、区ではこれまで協定施設ごとに個別の訓練を中心に避難訓練を行っているところでございますが、実際の災害時には、まず、一般避難所において要配慮者の方を把握した上で、その上で福祉避難所へ移送する運用となっております。こうした実際の流れを踏まえた上で、まず、一般避難所と福祉避難所が連携した訓練や要避難所の判定や移送を含めた訓練を行うことは重要であると区としても認識しております。そのため、一般避難所から福祉避難所への移送訓練を新たに実施する方向で検討を進めているところでございます。

引き続き、災害時における要配慮者支援の実効性を高めるとともに、避難所運営体制の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。まず、マニュアルの整備についてなんですかとも、先ほど協定を結んでいる私立中学校とかの先生、防災の先生方からマニュアルをつくりたいという声もあったということで、確かに、例えば事業所とか、その二次的避難所をこれから締結される方々も、何もマニュアルがない状態ですと、善意でその場所を提供しようとしているのに、災害時にはちょっと負担が大き過ぎてですね、なかなか自分でやり切れるのかも分からぬということで手を挙げづらい状況にもなるのかなとも思っておりますので、確かに拡充をしていく大前提としてマニュアルをさらに整備をして、そして、そのマニュアルを基に、このようなマニュアルで運営をしておりますので、ぜひ御協力いただけませんかみたいな声がけをして、一つ一つその二次的避難所を広げていくのが重要なのかなと思いました。なので、ぜひ、マニュアルの策定は、そういった防災の先生方の声だったりとか、あと、いろんな地域の防災に関わっている方の声、消防署の声とか、様々な府内の連携とともに図りながらですね、しっかりとつくっていただければと思っております。

今、二次的避難所含めても3.22ですかね、ということで、3.5にするには、もう公共施設の今の一時的な避難所の部分で、その土地が広くなるわけではございませんので、なので、二次的避難所を本当に拡充していくしかないというような現状になっておりますので、ぜひ積極的に行っていただければと思います。

そして、福祉避難所についてなんですかとも、先ほど、今、御答弁でいただきましたよ

うに、一般避難所において要配慮者を把握して、その上で福祉避難所に移送をするということですので、一般避難所で確かに要配慮者をどのように把握して、どのような状態で移送するのかというのが、実施の訓練がないと、私も今、頭で、耳で聞いてもですね、ああ、そりなんだとは思うけど、その場で自分がもし取り仕切るような立場になって避難所にいたとしたら、どう動けばいいのか、多分、分からなくなってしまうのではないかと自分自身もちょっと感じておりますので、ぜひ、しかも今、新たにそういった移送訓練を実施する方向で検討を進めてくださっているということを今お聞きして、よかったですと本当に思っておりますので、その訓練の実施というのは非常に難しいものになるとは思っているんですけども、ぜひですね、要配慮者の実行、支援の実行性を高めるためにも、今後、なるべく早いうちに、時期にですね、そういった福祉避難所と一般避難所が連携をした、ちょっと大がかりな訓練になるのかなとも思っておりますけれども、実施していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

海津委員。

○海津委員 では、私から、今、ちょうど福祉避難所への、避難所から福祉のトリアージの話が、トリアージというか、結局、福祉避難所へ行くということは、一般の避難所からトリアージをして行っていくということになるんですけども、そのトリアージの基準というのはどのようなものになっているか、まず、そこをお伺いできますか。

○宮本委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 ちょっとお待ちください。二次トリアージ基準の状態例によって判定するわけですけども、例えば視力は、視力確認表を使用したり、使用者して4段階の評価をいたします。また、眼鏡、補聴器、補装具は使用している状況で判断、できたりできなかったりは、できない状況として判断、未知の環境ではできない側で判定するなど、ルール、運用ルールを明文化しております。また、二次トリアージ基準につきましては、集団適応の有無、視覚、聴覚、意思伝達、移動、食事、トイレの日常生活動作をそれぞれ点数化で評価した上で、合計点の高い方から優先に受け入れをしているところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 まず、分かりました。ここの算定の避難所有効面積の算定のところでですね、妊娠婦・乳児救護所は入っているんですが、福祉避難室をつくる想定になってないんですね。

福祉避難室があって、今おっしゃったトリアージをして、福祉避難所への算定をしていくという前に、福祉避難室があればいられる、福祉避難所に移らなくてもいい方というのは多分にいらっしゃると思うんですね。例えば集団が、集団がというのも、結局、福祉避難所に行ったところで集団で、かなりの人数になってしまいます。それで、障害のある方たちにとつて、むしろ、いろんな不安感が連鎖して、非常に居心地が悪くなつて不安が増してしまうということもありますので、この中の、まずは一般の福祉避難所、あ、福祉避難所じゃない、一般の避難所の中に福祉避難室もあり、また、その方たちが、まず支援を必要としている、御高齢の方も含めて、様々な方々が安心していられるということの環境整備をしていくということが大事だと思うんですけれども、この福祉避難室、何で入っていないのかなと。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の面積の算定というのは、居住スペースですね、全ての避難者の方が、いわゆる避難生活、寝泊まりをするようなスペースとして、最大限確保できるスペースというところを算定をさせていただきました。いわゆる要配慮者スペースというのは、そのスペースの中で確保していくことにもなるでしょうし、あとは、どうしても2ページにあるようにですね、居住スペースとしてなじまないような諸室というところは、理科室ですか図工室ですか、そういう固定の重機があるようなところは別の用途で使うというような想定もしております。決して、ここに細かな諸室の形態というのは書かれておりませんけれども、この確保できる、居住スペースとしてまずは確保できるスペースの中でしっかりと要配慮者に対応した、個別の事情に対応したスペースを確保していくというような考えになっております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 この妊産婦・乳児救護所、ここが居室になると思うんですけども、その方たちのスペースにもなっていく、活用するところだと思うんですが、やはり一定、この妊産婦・乳児救護所が想定できるんだとすれば、大体の人数というか、そのぐらいのスペースというのができるんだとすれば、福祉避難、福祉避難室、要配慮の方たちが居住するスペースも含めてですけど、やっぱりそういうものも想定していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。そうしないと、やはり、例えば特別な支援が必要な方々にとって、3.5というのは一定必要なスペースになってくると思います。もし3.5のスペースがあれば、むしろ福祉避難所に行ったらもっと3.5なんて夢の夢で、1.65のまんまかもしれないしということもありますので、そこはまず文京区自体の福祉、一般の避難所の在り方として、気づきの中

の計算に今後は入れていただきたいと思うんですね。そこはよろしいですかね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 この算定結果で、どうしても全ての方を3.5という計算に当てはめると、なかなか収容ができないというような状況もございます。その中でもですね、資料1ページのところに書かせていただいたとおり、やはり高齢者、障害者、妊産婦の方などですね、やはり支援の必要性が高い方というのは、やはり、これまで同様ですね、しっかりと居住スペースというところは十分なスペースを確保していくというような考え方にしております。そのような、今回、避難所運営の基礎情報というようなところでトータルの数字をはじめましたけれども、実際の運用をどうやっていくのか、どういう考え方で整理していくのかというところは、現在ですね、ガイドラインの検討も進めておりますので、その中でしっかりと整理をしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 先ほど、避難所訓練とかを通して備えなくちゃいけないことに気づいていただくということ、在宅をしていくようにするということが、区民の方に気づいていただくということの重要性をお話しいただいたところですけども、今回、避難所のこの避難所有効面積を出していただいて、とてもいい資料だと思うんですけども、この中で、区として持った気づきは何があるんでしょうか。一番、今、言われているのは、震災によって亡くなる人数よりも、災害関連死で亡くなる人数のほうが上回っているのは、ここのことずっと指摘されているところですけれども、この中で私が見えてきたものは、非常に災害関連死が、この状況の中では危険度が増すんだろうなと思っているんですね。ですから、区の気づきとしては、その災害関連死も含めてですね、どんな気づきを持たれているのかなというのが非常に興味深い、知りたいところです。この基準からすると、パーティションを入れていくことは不可能だという理解でよろしいでしょうかね。多分、いいですかね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の算定では、まず、パーティションを使った想定ということで、収容できる人数が9割というようなところの算定を加えているところでございます。また、今回の区としての気づきというところですけれども、委員御指摘のとおり、やはりこの東京都がですね、今回、新たな指針を出したというところは、やはり能登半島地震なんかの教訓も踏まえて、災害関連死をどう防ぐかというようなところがやはり根っこにあるのかなというふうには我々も考えております。やはり、ゆとりを持たせた避難生活というようなところ

は、これは国も都も進めている考え方であって、我々も可能な限りですね、どうやって実現をできるかというところを考えていかなければいけないんだと思います。スペース的にどうしても狭くはなりますけれども、ここで1ページのところにも書かせていただきましたが、例えば、要配慮者の方を優先した対応をとったりですとか、あと、時間の経過とともに、2万6,000人の避難者数は減っていく一方で、災害関連死のリスクが高まっていくというような時間軸もありますので、そういう考え方も想像しながらですね、対応というところはしっかり考えていかなければいけないんだろうというように捉えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 パーティションはやっていただける。一人に一人、パーティションが左右にあるという理解でよろしいですかね。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 そうですね。今現在使っているパーティションのようなものを想定をして、どうしても全ての面積を算定することができないというところで、90%というような係数を掛けているというところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今のお話を伺いしていて、パーティションを立てられるようにというふうに考えていただいたのはよかったですけど、でも、畳1畳なんですよね、大体1.65って。畳1畳でパーティション、パーティションが横、左右になったときに、出入りは横からできなくて、足元からしか出入りできなくなっちゃう。非常に高齢の方なんかも危ないことになるので、やはりそのところにパーティション本当に置いていくんだとすれば、少なくとも50センチ、45センチなりの、そこから移動ができるようなことをならなくちゃいけないので、現実的にはパーティションというのは難しいんじゃないかなというのが私の今のところの感想です。

そうした中で、今、お伺いしていて思ったのは、やはり、十分な周囲に気を遣うこととか、十分な睡眠をとれなくなることとか、それからトイレやシャワーが不十分だということがなってくる、災害関連死につながるということになりますが、そうした中で、今、課長がお話をされた、だんだんと避難者の数は減っていくだろうということなんですが、でも危機管理というのは、最大限長期化したときを考えて考えていかなくちゃいけないわけですね。一番大事なことというのは、首都直下型地震で、都のほうは確かに非常に長期化するというふうに出てたと思うんですけど、区として最大限長期化するというのは、どのぐらい避難所が開

いている期間を考えていらっしゃるんですか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所の開設については、まずは当面、1週間というところが一つの目安になっております。その1週間を過ぎればですね、避難者の方の自主運営に移行していくというような形となっております。どの程度、その期間が延びるかというところは、規模によってはなかなかお示しすることは難しいかもしれませんけれども、避難者が減っていくければですね、別の施設に移っていただいたりですとか、段階的に避難所を縮小しながら、そのスペース、居住スペースについてもしっかりと確保しながらですね、取り組んでいくというようなことを考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 避難者が減っていく、避難所から次のところに移っていっていただく、移れるような状況になるというのは、なかなか最近の大きな地震を見ていると、1週間というめどはちょっと厳しいのではないかという気がいたします。ですので、そこはしっかりともう少し、災害関連死を含め考えていく上でも、危機管理上もですね、もう少し長い視点でお考えいただく必要があると思うんですけども、いかがかなと思うことが一点。

それから、長期化していく中であれば、子どもたちの学校再開というのは、子どもたちのそれこそメンタル、いろんな意味からしても早期再開というのが望まれているところですので、そうなったときには教室は、今、算定の中に入っている教室も使えなくなってしまうわけですよね。そうしたときに、並行して、区が考えているような避難者の方々が行ける先という、教室をちゃんと再開できるように、避難者の方々たちがちゃんと安心して過ごせる避難先を設定していかなくちゃいけないわけですよね。それで、そこは二次、協定を結んでいる学校なんかでも当然同じようなケースになってくると思うんですけど、そのあたり、今後どういうふうに考えていらっしゃるのか教えてください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の算定に当たって、やはり都の被害想定の2万6,000人という最大の避難者数を基に計算をさせていただいております。その避難者のピークというのもですね、想定の中では4日から1週間というふうには言われておりまして、まずはその基にこの算定も行っているというような状況です。

災害関連死のリスクというところは、当然、我々も捉えておりますので、そういった時間軸も捉えながらですね、二次的な避難所をどうやって活用していくかというところもしっか

り考えていきたいというふうに思っております。

また、学校の再開というところも一つの課題にもなりますので、やはり、避難所はまず避難者の健康と命を守るというところが最大限、まずは重要な課題となりますが、一方では子どもたちの学びを止めないというような視点もありますので、そういう学校の状況ともしっかりとバランスをとりながら、どのように段階的に避難所を縮小、閉鎖していくか、そういう基本的な施設利用の考え方というところもですね、しっかりガイドラインの検討の中でお示ししていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ゼひ様々な現実を想定した中で御検討いただきたいというふうに思います。

それとですね、自主的な避難所の民間協定施設に対して、今、備蓄は、避難協定先が自己努力でしていただいているのが現状ですよね。備蓄等はしてくださいって。でも、ここの中には、帰宅困難者の受入先というふうになっているところもあるわけですよね。そうすると、今、この中で試算されている方たちという、二次的なね、避難所も含めてというところでやられているということから考えると、これちょっと帰宅困難者の方たちとかぶっちゃうわけですね。ちょっと計算上がどうなっているのかなという疑問が拭えないことが一点。

それと、帰宅困難者の方々の協定、避難受入先としての協定もそうですけれども、今、備蓄に関すると、運営もそうですが、自己努力、自己努力でお願いをしている。都のほうに申請をして少しやっていただけるようにはなっていますが、それも非常に申請が複雑な申請で、諦められてしまっている方たちもいるところで、このあたりも、やっぱり協定が広がっていない一つの要因になってくると思いますし、また、かつ、その避難のところ、先ほど話ありましたけど、備蓄されている、近くのところから区の備蓄されているものを運んでいくということですけれども、それも災害が起きた状況で、やはり本当に安全にそこまでができるのか、本当に緊急避難道路みたいに、一定、整備されているところばっかではなくって、様々もう少し違う道にも入っていかなくちゃいけないこと、困難さ、そこの負担感とか、様々なことを考えると、やっぱり協定先のところで備蓄をしていただく支援、スペースも含めてというのは区が今後検討していかなくちゃいけない大きなポイントになるんじゃないかなと思いますので、お伺いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、協定先が帰宅困難者の滞在施設というところで御協力いただいているところもございます。今回ですね、帰宅困難者は発災直後ということで、鉄道が止

まっちやったりですとか、どうしても帰れなくなった方を一時的に収容するというような役割となっております。また、二次的な避難所は、先ほど申し上げたとおり、指定避難所があふれた場合というようなところで、開設のタイミングは一拍ずれるのかなというところもあって、そういう時間の流れを捉えながらですね、その中で御協力いただけるかというところは、事業者の方とも確認をとりながら進めているというところでございます。

また、あと二次的な避難所への備蓄というところですけれども、確かにそれぞれのところに備蓄があるというところの、というのは有効だとは思いますが、今回は、特にその居住スペースというようなところの拡大を図っておりまして、備蓄をするためのスペースの確保というところも、民間事業者との協議の中でですね、そういう条件を足す、加えるということが、協定締結のハードルをちょっと高めるということにもなりかねないので、まずは優先度としては、スペースの確保というところを優先して進めていかなければというふうには考えております。

ただ、一方で、やはりしっかり輸送できるのかとか、しっかり届くのかというような、地域内備蓄ですか地域内輸送の課題というのは常にございますので、これは二次的な避難所に限らず、区内の備蓄の地域内備蓄の在り方、最適化というところは、我々としても課題というふうに捉えておりますので、今後、その在り方についてはですね、しっかり検討を進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ただ、居住スペースというお話の中では、今回試算していただいたところからすると1.65ですよ、1.65で既に柳町、指ヶ谷など130%の収容率になっちゃっているんですね。林町もそうですし、それこそ根津小に至っては150%近いわけですよ。だとすれば、もうこの居住スペースで文京区が定めている1.65をはるかに超えてしまっている。先ほどのような育児避難室みたいのも含めていくとさらに厳しい状況になっているということからすると、もう既にここは二次的な避難所をきちんとお示しをしていくという、事前にですよ、地域を居住区で、今、分けているように、分けていくということが早急に必要なことだと思うんですけども、そこを最後に聞かせていただきたいと思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 このスフィア基準が示される前から、やはり、現行の基準でも地域によってやはり差が出るというようなところは続いております。我々も地域によってですね、やはりあふれてしまうというところがもう分かっているところについては、これまで二次

的な避難所の協議というところは進めておりますので、地域からの強い要望もございまして、我々のほうもしっかりとそういった声も受け止めながらですね、対策のほうは引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

（「関連」と言う人あり）

○宮本委員長 関連。

豪一委員。

○豪一委員 今のスフィア基準で、3.5平米になるという課題、この表を見ると一目瞭然で、皆さん、委員の方々、皆さん心配していると思うんだけども、同時に、文京区では、耐震改修だとか、防災のための助成だとかをやっていることによって、在宅の避難ということも今後拡大することというものもできるわけじゃないですか。それと、今、指定されている33か所の避難所だけじゃなくて、ほかの公有施設なんかの活用なんていうのもあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことはいろいろと対策として考えることは可能なのか、その辺をちょっとお伺い最初ください。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 これまでですね、公有施設の、区の施設の再整備の話があれば、その地域の災害の防災面からのリスクですとか、あと、備蓄倉庫も含めてですね、どういったスペースが必要なのかというところは検討しているというところでございます。特にですね、例えば根津の地域というのは、既に147%というような部分もあって、学校が地域の中で一つしかないというような地域性もあるんですけども、そういったところも近隣の交流館ですか、ふれあい館ですか、そういったところとの話を進めながら、二次的な避難所ですけれども、そういった状況をしっかりと施設側とも共有しながらですね、しっかりと対策は進めていくように連携を図っているというところでございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 ゼひね、確かにこの数字だけ見ると、私の地元の根津なんかは致命的なんですね。いや、致命的でしょ、これ。致命的だよね。本当に官学間連携なんかしてね、いざとなるときって、結構、日本人って結構しっかりと協力するんですね、官学間連携を今のうちから、既にされているというのは聞いていますけど、場所を例えれば会社なんていうのはね、被災時、やっているところは少ないと思うから、一時的に借りられるところだとか、そういう官学間の連携なんかもできればいいなと思います。

あと、スフィア基準で面白いなと思ったのは、3.5って、日本の文化でいうと、やっぱり

一坪3.305785と。残りのこのスペース、0.2平米ぐらいというのは、大体この畳2畳の周辺というのは5.4メーターあるわけだから、そうすると、3.5センチ掛ける5.4メーターってちょうど0.2平米だから、畳2畳とパーティションするとちょうど3.5なのかなというところで、まだそれ実際検証しているか分からぬけど、逆に規格的には日本の文化と逆に合って面白いんじゃないかなというふうに思いました。その辺もぜひやってみたいと思いますけれども、やってくれますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長、お願ひします。

○齊藤防災危機管理課長 どこまでそのパーティションとかで検証できるかというところは、ちょっと限りがあるかなと思いますけれども、この間の林町小学校の防災キャンプですね、かなりパーティションの数は多く出して、なるべく厳しい条件といいますか、リアルな体験がいただけるようにパーティションのほうも並べていますので、そういう機会も捉えながらですね、徐々に確認はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員はまだ、いいですか。もう終わりですか。

どうぞ、海津委員。

○海津委員 分かりました。今、豪一議員のほうからも出ていましたけれども、ここから先は、どういうふうに二次的な避難先をきっちと、もう既に1.65でも大幅にオーバーしているところに関しては、既にどこを避難先にしていくかというのをきっちと限定していっていただくよう改めてお願ひをしたいと思いますし、限られたスペースの中でということを考えると、やはり耐震改修は非常に重要になってきますと、きますので、次の報告事項のところでしっかりと質疑したいと思います。

○宮本委員長 ほかは。

浅田委員、お待たせしました。

○浅田委員 あのね、根津は致命的かもしれないんですけど、千駄木は、条件悪くても何が何でも生き延びてやるぞというのが、それがね、やっぱり防災の基本だと思うんですよね。

で、ちょっと質問いたしますが、この状況、数字をつくっていただいた防災課の所管の方には感謝をいたします。それで、まず最初、二点お伺いしたいのは、私ね、ずっともうこれ言い続けているんですけど、この委員会でね、皆さんね、皆さんというのは質問する側が、みんなイメージしているのが、災害が起ったとき、どういうときのことを想定しているのかというのが結構みんなばらばらなんですよ。瞬間にどーんと来たとき、それから、その後の処理、それから、まずは命を守った後どうするのかとかね、あるいは避難所、先ほど時

間軸というふうにおっしゃいましたけれども、その時間軸によって様々な形に、状況に変わっていきますよね。そういう、どういう場面を想定しての今回の御提案なのかということをね、この確保する。だから、いつの時点で集まって、言われるとおりね、他の災害の事例を見ると、時間とともに、時間というのは日にちの時間とともに、そこにいらっしゃる方がいろんなところね、自分の親戚に行くものもあるだろうし、自分で探していくものもあるだろうし、様々減っていくという事例はあります。だから、だけど、どの時点を想定した数字なのかという、この表がね、というのがこれ一つ。

もう一つは、想定避難者数というのがありますね。これ結構ほら、何人という端数まで書かれていますけれども、この根拠は何なのかということなんですね。正直言って、なかなか難しいと思うんですよ。大混乱が起こっている中でね。だから、これがいいかげんだということを責めているんじゃなくて、一定の基準、考え方をつくる、計画をつくる上で、数字というのは必要ですから、それは分かります。だけど、この数字という根拠はどこから導き出されているのか、まず、この点をお願いします。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まずはですね、こここの算定の時間軸というところですけれども、この2万6,775人というのは、文京区で最大になる避難者と言われておりますので、数字の時点というようなところで例えれば、そのピークの時期というところがこの数になるだろうというようなところでございます。

あと、避難者数の根拠ですけれども、こちらは東京都のこの被害想定ですね、2万6,775人というのが文京区の全体の人口の大体11.8%ぐらいになるんですけども、その割合をそれぞれの避難所の地域の人口に乗じて計算したというものでございます。なので、なかなかどこまで正確性を求めるかというのはなかなか限りがあるんですけども、一律ですね、そういう率ですとか案分というような形で算定したというような状況でございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 そのとおりなんです。つまり、災害時というのは何が、何がというか、想定外のことが起きるというのがもう常ですよね。私は、あんまりこの数字の正確性を追い求めることが、そこばっかりに、ばっかりって言ったら失礼だな、その数字を追い求めるよりも、むしろ一定の基準をつくって、その基準の中でどう柔軟にいろんな、その場その場の状況に応じた対応ができるかということが私は課題じゃないかというふうに思うんです。

確かに、今、言われたように、11.8%ですか、一定の数字をもとに、それをもとにした設備であるとか、あるいは物資であるとか、様々なことを準備をしていただくということにして、問題はそれをどう活用していくのか、柔軟に活用していくのかというのが問われるんではないかと思うんです。だから、このどれだけの広さがあるかというのも、これももちろんね、問題だろうと思うんですけど、例えば台湾で大災害が起きましたよね。地震が起きました。そのときに、体育館であるとか、その広い施設の中でね、もう見事な、何ていうの、テントが張り巡らされて、個人で収容されね、生活できるようなというのが。あれ見たときにびっくりしましたよね。何でこんなに台湾というのはすごいんだろうというね。で、その後、起きたのが能登半島の地震ですよね。相変わらず段ボールでもって仕切りをつくってという状況じゃないですか。でね、やっぱりそれを変えていくという、住居環境を変えていくということがやっぱり必要だろうと、これはもうずっと議論してて、少しずつ、今、変えてきていただいて、これはぜひね、お願いしたいと思うんですけども、問題なのは、それをどう活用、柔軟な対応をしていくかということも併せて、私は今回の御提案には必要じゃないかというふうに思うんですが、その辺の認識はいかがですか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の面積の算定というのは、避難所運営ガイドラインの改定に合わせてですね、避難所運営の基礎資料というような形で算定したところでございます。これからガイドラインの中にこの事実をどう入れていくかというところは、今後、検討は進めてまいりますが、今まで何となく避難所運営協議会のほうも漠然としていたものが、少しやはりこうやって数字を示すことで、少し輪郭がつけられるというところもございますので、実際にこういった環境の中でどういった工夫をするかというところのイメージづくりというところでは、こういった数値というところは一定活用できるのかなというふうにも思っておりますので、ガイドラインの検討を、今、進めておりますけれども、どういったふうにお示しするかというところは、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 そうなんですよね。一定のガイドラインといいますか、こういう、少なくともこの数字があれば、それに基づいた一定の物資の配置、配備というのはできると思うんで、ぜひそれはお願いします。

で、今、私が言いました、どうね、この数字を基に私たちが運営をしていくかということが求められますよね。先日、だい……違うな、どこだ、あ、文林中学校か、で自主的な避難

所運営の訓練が行われました。今日、中心になってみえている防災士の方、今日、傍聴でおみえですけれども、本当にね、熱心に地域のことをお考えになって、防災士の育成でね、防災士の方ちょっと集まってくださいというところからスタートして、自主的な防災訓練を行いました。これは区の方、防災課が来てね、型どおりのあれをやれ、これをやれというんじやなくて、自主的に自分たちとしてどこに防災倉庫があるのかというところから始めようというような、そういう訓練だったんですね。で、私はそういうことが、この、今回御提案、御提案じゃない、いただいた数値、広さね、これに伴う物資ってあると思うんですけど、それと合わせた形での避難所運営のガイドラインであったり、今後の防災訓練であってほしいなというのを感じているんです。つまり、資料だけが先行してても、実際には、いざ起こったときに大丈夫かなという気がするんですよ。本当にね、地域で自主的に手を挙げてやりましょうという声を私は本当に大切にしたいなというふうに思っているんです。だから、そういうのを、ぜひ自主的な活動として広める交流会を持つなり、こんな事例があるよということを広げるとかいうのをぜひね、区としてはやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

ほら、毎年4か所こうやってというね、やりましたという報告じゃなくて、そういう自主的な工夫された活動を共有し合うというのが私は必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々がやる避難所総合訓練のような、一定、型通りのやり方というのもありつつ、やはり地域の方がですね、やはり主体的にやっている姿というのは、非常に増えているかなというふうに実感はしております。我々が例えば避難所開設キットというところで、一定の手順はお示しはしておりますけれども、実際にこういった、今回お示しした居住スペースの課題ですか、といったところも組合せながら、それぞれの協議会が自分たちの避難所では何が優先されるのか、どこがリスクがあるのかというところのイメージですか議論が深まるきっかけにもなるのかなというふうにも思っております。

今度の、今、検討している避難所運営ガイドラインの中でもですね、やはり避難所のイメージをしっかりと持てるような工夫というのは一つ必要かなと思っておりますので、こういった数値ですか、あと、そのほか防災士の全体会ですか、いろんな機会を通じてですね、しっかりと課題を共有して、それぞれの個々の対策につなげていけるようにですね、我々もしっかりと役割を果たしていきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 それにちょっと関連しますが、先ほど福祉避難所の話ありましたけれども、私は今回のこの御提案いただいたスペースの関係でね、災害時の要支援者の名簿というのが、これがまだまだ十分に活用できていないというのがありますよね。どっちかというと町会長さんとか民生委員さんのところに大切にしまわれている状況で、これを活用した訓練であるとか、あるいは、そういう方を想定した場所の確保、避難所でもね、場所の確保というのが、これがまだまだできてないと思うんですけど、どうでしょうかね、個人情報保護があるからという理由で、大抵の町会長さんは大切にしまわれている状況なんですけれども、これを思い切ってやっぱり訓練の中でせめて声をかけてみようと、行ってみようというような訓練もぜひ、区の行われている防災訓練もそうですし、あるいは自主的に行われている訓練の中でもぜひやってみようよと。行ってみるだけでもいいんじゃない、いいと思うんですよね。どうですか、こんにちはっていってね。基本的には手を挙げた方の名簿になっていると思うんですけども、それは可能ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難行動要支援者の名簿をお配りをしておりまして、我々がやる避難所総合訓練の中でもですね、民生委員さんですとか、あと町会の方からの御要望があって、避難行動要支援者の安否確認の訓練をやりたいというような御要望もあって、実際にこれまでの訓練の中でも実施をしたことはございます。実際の名簿を使ったり使わなかつたりというところはありますけれども、やはり、その要支援者に対する流れの手順というところは、しっかり確認をしたいというような御要望も受けてやっているところでございます。

また、あと、以前ですね、以前から根津の一部の地域のほうで、やはり日頃からの名簿に記載されている方との顔の見える関係というのが重要だろうということで、特に訓練ということではありませんけれども、日頃からのそういった地域活動の機会を捉えて、その名簿に載っている方に町会の方から声がけをするというような活動もモデル的に行ってたりですとかいうところもありますので、そういった情報なんかもしっかり我々のほうも共有させていただきながらですね、いろいろな地域の形ですとか要望にしっかり応えられるように努めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひね、一歩踏み出していただいて、私たち自身が実際本当はね、それをやらなきやいけない、地域の人間ですから、やらなきやいけないので、ぜ

ひやろうよという声を上げていきたいというふうに思います。

それから、もう一点、ペット防災の関係なんです。ここではね、それはなかなか難しいと思うんですが、先ほど言いました、文林中学校で自主的に行われた防災訓練の中で、ペット防災をすごい取り組んでいる方が、実際に自分たちでエリアを確保して、もちろん文林中の協力いただいてですけど、エリアを確保して、いろんな場所を設定しているところに行って説明を伺ったら、正直言ってね、驚いたのは、ペット防災をちゃんと取り組もうという方というのは、すごく周りの人のことを気にされているんですよね。というのは、例えば犬とか猫とか、もう本当に嫌な人っているじゃないですか。もうね、猫が大嫌いな人いますけど。

○宮本委員長 浅田委員、これはスペースの関係と……。

○浅田委員 スペースです、スペース。

○宮本委員長 関係あるんですね。関係ありますね。

○浅田委員 そう、ペット防災のスペースのね。

（「スフィア基準と関係ないじゃない」と言う人あり）

○浅田委員 え。でね……。

○宮本委員長 端的に、すいません、お願いします。

○浅田委員 いやいやいや。

○宮本委員長 どうぞ、どうぞ。

○浅田委員 大切なことなんです、これはね。

（「一般質問で」と言う人あり）

○浅田委員 根津はそっちかもしれないけど、千駄木では必要なんですよ。で、あのね、場所を文林中では、あれはどこだ、あ、図工室か、を確保してやっているんですね。そのそもそもの入り口が全く別、学校の裏からしてね、動線を非常にもう全部仕切って、一切ペットを連れてきた方の責任ということで、非常に厳密にやられていて、場所を確保されているんですよね。これもね、ペットは家族だという認識の方のほうが、今、当たり前じゃないですか。だからこそペット防災という話も出るわけで、そういうきっちりとした配慮ができるという、しているということをね、そのことも、嫌な人にも含めてちゃんと私は理解していただけけるようなことも伝えていただきたいなというふうに思うんですよね。もちろん私たちもやりますよ、やりますけれども、そういうことがあって初めて、訓練の中でもペット防災やろうというふうになるだろうし、あるいは御理解がいただけて共存ができるんじゃないかなというのを前回の訓練で非常に感じたところなんですが、私、この辺についても、この場

所の確保と含めていかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ペットの同行避難というところはですね、文京区でもどこの避難所でも、連れて、ペットと一緒に避難をしても大丈夫というところは、これまで周知をしてきたというところでございます。どうしても、行った先ですね、避難所ではいろいろな方への配慮が必要ということで、居住するスペースは別に確保するというようなところが基本的な考え方となっております。お話しいただいたような事例などはですね、一つの、一つの学校の独自の取組ということで、しっかりその考え方も踏まえた対策を考えられているのかなというふうに思っております。

ペットを飼われている方がですね、しっかりそのペットを連れて安心して避難できるのかというような不安の声もあるということは伺っておりますし、そういったペット防災の重要性というところも我々も認識をしておりますので、しっかり周知啓発にも努めながらですね、実際の訓練などの機会も捉えて、そこら辺の啓発というところもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員、そろそろお願いします。

○浅田委員 ありがとうございました。で、なおね、だからね、さっきも言われるように、何か皆さん災害対策というので、本当にそれぞれの持っている方のイメージというのは、今日も改めて違うんだなというふうに感じましたけれども、ぜひこれから避難所のガイドラインについて、運営のガイドラインをつくるに当たって、もうとにかくいろんな方の御意見、あるいは実際にやっている防災訓練の内容等を集約して、ぜひ盛り込んでいただきたいということをお願いします。

で、最後になりますが、これ何回も言っていますけど、千石にお住まいの、これ名前言ってもいいよね、いいよね、——（削除部分）さんという方がいらしてね、この方が、3.11のときに、何か月かな、半年ぐらいかな……。

○宮本委員長 名前はちょっと控えていただいて。

（「6か月……」と言う人あり）

○浅田委員 6か月、ああ、名取さん、名取さんのお友達だけど、いわきのいわき工業高校というところの避難所に……。

（発言する人あり）

○浅田委員 あ、半年か、いて、ずっと支援をされてた方がいらっしゃるんですよね。その方

が、もう本当に時間軸で、どういうふうにその避難所って変わっていくのかというようなことも私はお話を伺ったこともあるんですけれども、それ本当に私はこの共通の認識を持ちながら、いつ来るか分からないね、この災害に対して、そういう学習なんかも私はあってしかるべきではないかなというふうに思っているんです。本当に、あとね、防災士の方がいらっしゃって、本当に積極的にされているということも、やっぱり防災施策の中にね、ぜひ入れていただきたいということです。

以上です。

○宮本委員長 お待たせしました。

じゃあ、石沢委員。お待たせしました。

○石沢委員 今回、スフィア基準に基づいて避難所の面積を再算定して、したということで、今回、数字を挙げていただいたということで、こうしたスフィア基準に基づいた避難所面積の確保、これは私たち、我が共産党区議団会派もですね、2019年に作成した予算要望書で提案し、求めてまいりました。私が区議会議員になる前からですね、先輩議員なんかも求めてきたことなんですけれども、そういう点では大事な数字的な資料を出していただいたということで、これを見ますと、結構、200%をやっぱり超えるような施設が11か所、避難所ではあるということなんですけれども、ただ、中を見ると、窪町小学校ですかね、ここは98%ということで収容率がなっていると。100%切っているのはここくらいなのかなというふうにも思うんですけども、これあれなんでしょうか、窪町小学校は、例えばこの辺りの避難者の住んでいるところがですね、特別に耐震化が進んでいるだとか、もしくは学校の避難有効面積というのを相当ここは努力して確保しているのかとか、何かこういろんな何か工夫があってですね、こういう収容率が減っているのかということ。この数字、先ほど根拠ということで聞いていましたけれども、こういうことに反映しているような、この分析というのはどういうふうに防災課としては捉えているのかというのをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の算定の方法といたしましては、それぞれ避難有効面積は図面のほうから、それぞれの諸室の広さですね、面積を積み上げていったというような形になります。

御指摘の窪町小学校については、これ全体を比べていただくと分かると思うんですけども、避難有効面積が非常に2,600ということで、やはり非常に広いというところです。こち

らは普通教室の数ですか、そういった学校の諸室の状況が違うというようなところで、単純に積み上げていくと2,639というところで、ほかよりも多くなるというような状況がございます。

また、その収容率に影響を与える避難者数ですけれども、これ665という数値もですね、ほかと比べるとやはりこれは少なく、少ない、比較的少ない数字になっています。こちらもですね、ここの小学校のほうに割り当てられている町会の数ですかが少なかつたりですか、そういった状況もあって、こういった数値にはねているというところでございます。

先ほど御答弁したとおり、地域にですね、例えどれだけマンションが多いですかとか、そういった細かい数字は持ち合わせておりませんで、一律、総人口から避難者数の割合を掛け合わせたというような計算になっております。ただ、この東京都がそもそもこの想定した2万6,700人という文京区全体の数字の中にはですね、当時の区全体の耐震化率ですか、そういったところが一定評価されているものとは思いますが、それ以上細かい数値は我々持ち合わせておりませんで、一律の案分ですか、そういった形で算定をしたというような状況でございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。一律の案分でこういう結果になっているということで、ただ、やっぱり全体として見れば、避難所の面積というのは、スフィア基準に照らしてみるとやっぱり不足しているということで、これはやっぱり喫緊の課題だろうと思いませんけれども、それぞれの地域を見てみると、やっぱり地域危険度測定調査もやられていますけど、これ見るとですね、やっぱり根津二丁目だとかは、いや、いや千駄木の二、五丁目とか大塚六丁目なんかは4という数字が出ているということで、やっぱり危険度というのは高いということで、今後やっぱりそういうような地域の実情に合わせるような形ですね、避難者の想定なんかもやっぱりやっていく必要もあるのかなというふうには思うので、そういうことはぜひやつていただきたいなというふうに思います。

それから、今回、こういうスフィア基準に基づいた数字というのを出していただいて、先ほどいろいろ議論も聞いていましたけれども、このですね、ただ、スフィア基準に基づいた、面積というのを全ての避難者に対してやっぱりやっていくというのが物理的に困難だというふうに言っていて、将来的には都の基準に近づいていくようにするというような形で書かれているわけですよね。なかなか難しさというのも多分あるんだろうなというふうには思うんですけども、ただ、これ将来的に近づいていくという話になっていて、じゃあ、この将

来的というのは、具体的にはですね、やっぱりどのくらいの期間までに到達するのかというのをですね、こういうのを見ると気になってくるわけなんですけれども、そのあたりの期間の目標の目安ですよね、こういうのを、今、区としてはどういうふうに考えているのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、その前段のところでですね、これまでの基準に基づいたスペースの確保にも努めていくということも書かれております。これまでの基準によるスペースの確保というのも、先ほども議論ありましたけれども、それでも100%を超えているというところも幾つかあって、じゃあ、こういうような100%を超えているような、これまでの基準で100%を超えているような、そういうところについてですね、じゃあ、こういうところはどのくらいのスパンで目標の期限定めて確保していくのかと、100%を下回るようには確保していくのかということも、やっぱりこういうスフィア基準というので算定したところも踏まえて、やっぱりそういう目標年限みたいなことも示していく必要もあるのかな。まあ、速やかにやっていくというのはもちろんそうだと思いませんけれども、そういうスパンなんかもやっぱり示してもらえると、もらいたいなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、今回の算定につきましては、スフィア基準に照らしたですね、スペースの確保というところの算定をさせていただいたものでございます。それぞれ地域にいろんなリスク、災害のリスクがございますけれども、それをこの算定結果に反映させるというのはなかなか難しいところではございますけれども、それぞれ地域性もありますので、それぞれの地域の実情に合った必要な対策というところは、スペースの確保のほかにもですね、考えていかなきゃいけない課題だというふうには捉えております。

また、この将来的にというところの達成年次というところは、これ東京都の指針のほうでも示されておりませんで、やはり将来的にこれは目指す避難所の姿というようなところで示されているというところでございます。我々も、いつ起こるか分からぬ災害に備えれば、速やかにというところではございますけれども、具体的な達成年次というところは示せないまでも、やはり地域のそういった実情なんかも踏まえながらですね、しっかり対策のほうは進めたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 スフィア基準での目標年数というのは示されていないということで、そういう答弁になりましたけれども、じゃあ、この文京区のこれまでの基準での達成年限というのはど

うなんですかというのもお聞きしたんですけれども、そこはどうでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 達成しているかしていないかというところは、やはり個別の避難所では一部課題は残っているというふうに思っております。御答弁申し上げたとおり、これまでもですね、やはり収容率100%を超えるような地域というところは、我々もしっかり地域の方の御意見も伺いながらですね、対策は進めているというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 まあ、東京都のほうは、東京都が示していないから、そこは示せないというような御答弁だったと思うんですけれども、じゃあ、文京区がつくっているところはね、やっぱりせめてそういうところでもぜひね、やっぱりこう目標年限定めて、やっぱりこう達成する期限についてもですね、やっぱり示していくということも私は必要なのではないかなどというふうに思うので、そこはお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、次に5ページのところでですね、そういう避難所の今のスペースがやっぱり客観的にも足りていないということが分かって、二次的な避難所というのも確保していくということで努力をされているということも、今、いろいろ説明聞いて分かりました。それで、この5ページの二次的な避難所のところも見ますとですね、区有施設と民間施設それぞれで避難有効面積というのがですね、それぞれ積み上げだと思うんですけれども、示されているというふうに思います。それで、こういう面積が示されているということは、例えば都立の高校なんか、文京区では4か所の高校と協定結んでいらっしゃいますけれども、そういう高校では、じゃあ、どこが避難の場所になるのかということも、面積が示されているんだから、場所についても一定何か示されているんじゃないかなというふうに思います。それで、協定の文書の中ではですね、こういう例えば都立高校の小石川高校なんかとの協定の中で、第2条のところで、避難所として利用できる施設の範囲を周辺住民に、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとするということで書かれておりまして、どこに避難をするかということを地域住民に示すということも協定の中には書いてあるわけですよね。ですから、やっぱりこういう、先ほど議論の中で、やっぱり緊急時にいきなり情報が出るよりは、やっぱり事前に情報が明らかになっていたほうが、現場としてはパニックにもならないようなね、そういうことも言われていましたけれども、こういう協定に基づいてね、それぞれの協定している施設なんかとは、やっぱり話合いもしていただきながら、特に都立高校のところなんかではですね、こういう避難できるスペース、場所、特定してですね、やっぱりそういうの

も示していく必要もあるのではないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の二次的な避難所の、特に民間施設の部分につきましては、我々、図面というものを持っておりませんので、それぞれの施設に確認をしながらですね、避難するスペース、また、あと広さというところを確認しております。そのほとんどが体育館であったり、ホールであったり、多目的スペースのような、若干広めのスペースが示されているというところでございます。既に御指摘のとおり、協定の中でですね、しっかりとそこが、この施設だということで明文化されているところもあれば、やはり、民間施設、事業者の御意向もあって、なかなかそこら辺はちょっと示しづらいというところで、示されてないという状況もございます。公表できるかできないかというところは、やはり相手方のいる話でですね、施設情報をどこまで公開するのかというところは、先方の御意向にも配慮する必要があるものとは考えておりますが、今後も協定の協議というところは進めてまいりますので、その部分も含めてですね、しっかりと確認はとっていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 相手の意向もあるということなんですけれども、例えばこういう都立の高校なんかは、実際、東京都がね、こういうスフィア基準に基づいた避難所の確保ということを指針の中で示しているということもあるので、ぜひですね、やっぱりそういったことも背景にすればね、そういう地域の方々からはね、やっぱり具体的な場所も示してほしいというような声も出ているということ私も何か聞いているので、そういったことはぜひやっていただきたいなというふうにも思うので、それはこれからぜひやっていただきたいということで、お願いをしておきたいと思います。

それから、二次的な避難所の確保という点でさらに進めていくという点では、先ほど議論に上っていた根津の地域なんかでは、やっぱり300%を超えるような収容率になっていて、やっぱり確保していくって、二次的な避難所を確保していくということは喫緊の課題だと思いますけれども、そういった点で、うちの会派の千田委員がですね、去年の災害対策委員会の中で、東京大学のホールなんかもぜひ、やっぱり大学なんかとやっぱり協議して、やっぱり二次的な避難所として確保していくべきではないかということでもね、質問させていただいております。そのときには、答弁のところではね、相手にボールを預けているというよう

なことで、お願いをしていてボールを預けているという話だったと思うんですけれども、あれから、去年の9月ですから、1年3か月とか4か月近くたって、その点、やっぱりこういうスフィア基準ということで、300%という大変な数字も出ているわけで、そういったところはやっぱり確保に向けては具体的にですね、やっぱり相手からもボールを投げ返してもらわないと困るわけなんですけれども、その点の協議の状況、それから、やっぱりこういうところも確保していくということで頑張っていただきたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○宮本委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 東京大学本郷キャンパス地区のまちづくりの関係も含めてお答えをさせていただきます。まちづくりの検討状況については、都市計画部より庁議で報告されておりますが、その中で、安全・安心のところでですね、避難所に関する災害協定を区と締結するというふうになっておりまして、現在、双方で協定書の確認を最終作業を行っておるところがございますので、もうしばらくお時間をいただければ、いい御報告ができるかというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。じゃあ、ぜひですね、いい報告が聞けるように頑張っていただきて、確保に努めていただきたいなと思います。それ以外にもね、本当に、今、二次的避難所というのは少なくなっているので、ぜひ確保に向けて頑張っていただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 よろしいですか。

すいません、浅川委員。お待たせしまして、すいません。

○浅川委員 皆さんいろいろと議論されていまして、重なってはいけないと思うので、私からは1件ですね、お聞きしたいと思います。今後の予定のとこの令和8年3月、避難所運営協議会等への意見聴取、このことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、33か所の指定避難所の全てで、全てに避難所運営協議会があるかと思うんですけれども、しっかり活動しているところもあれば、活発ではないところ、うちなんかもそうなんですけども、そういう温度差があるかなと思っておりまして、その全てに意見聴取をするのかどうか。また、意見聴取において、具体的にどのような内容をお聞きするのでしょうか。さらに、どのようなタイミングで聴取を行うのかと。例えば、協議会のときに合わせてとか、

代表の方に直接とか、いろいろな考え方はあるんですけれども、この文章からちょっと読み取れないものですから。あとは3月って31日あって33か所というと、土日も含めて、祝日も含めて、結構ハードなんだなど。からっていうのがついていれば分かったんですけども、このあたりも含めてちょっと教えていただきたいんですが。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所運営ガイドラインの検討の中でですね、避難所運営協議会の会長であったり、あと、そこから推薦された防災士の方に対してですね、ここちょっとお示しできておりませんけれども、10月のタイミングですね、今、東京都の指針が、こういった課題があるということに対して、実際にその避難所運営に当たる立場としてですね、どういった課題があるかということのアンケート調査はさせていただいております。さらに今後、年度内に今度はガイドラインの改定の中身というところが我々お示ししていくかなと思いますので、その中身に対してですね、改めて協議会の会長ですか、関係する方に意見聴取を行っていきたいというふうには考えております。

3月ですね、毎年、避難所運営協議会の会長さんたち、全員集めた全体会の機会がございますので、そういう機会を捉えてですね、いろいろ意見交換ができればというふうに考えているところでございます。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 ということは、アンケートはとて、しかもこの皆さん、33か所の方お集まりになって、そこで意見交換ということなんですね。ちょっと心配なのは、内々のあれなんんですけど、うちの会長が多分出てないかな、体調ちょっと崩されているんで、そういうのも含めるとね、やはり調整というのはすごい難しいんだなというのがあるので、何が言いたいかって言いますとね、こういうのを、例えば活動がそんなに活発でない我々としては、急にこういうのがあるんだよって、もし意見聴取をすると。で、どんな内容でしたいんだというのが分からなくて、1か月前にお知らせが来たとなると、その代表の方が個人的な意見で言ってしまう可能性もあるというのもあるのでね、その前に事前に協議会を開いて、こういう方向でいきましょうとかね、そういう時間をつくらせていただけるような余裕のあるこのお誘いがあるとありがたいなというのもあるんですけどもね。

これ見たときに、ちょっとしっかりと伝えられるのかどうかというのも、私どもの所属しているところは心配なんです。ほかのところはしっかりとやられている可能性はあるので、ほかのところについては言えないですけれども、何て言うんですかね、まとめたものを持って

いって代表が話してくれるような形をとりたいので、それに見合ったお誘いの仕方というのができるのかどうか、ちょっと伺いたいんですが。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 3月にこの意見徵収というやり方ですね、まだ時期的なところだけで、どういうふうな形をとるかというところはまとまっておりませんので、いただいた意見も踏まえて、少し検討はさせていただきたいと思います。

今回、アンケートを事前にとりましたけれども、やはり東京都の避難所運営指針を見ただけではですね、正直どれも大事というようなところもあって、なかなか実際の避難所運営に落とし込めない、イメージが落とし込めないというようなお声もいただいているところでもありますので、今度お示しするのはですね、実際にガイドラインの本編の部分をお示ししながらですね、少しポイントを絞った形で意見交換ができればいいかなと思っております。1日だけの意見交換の場だけではなく、アンケートですとか、いろんなやり方も組み合わせながらですね、少し検討は進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 よろしいですか。

山本委員、よろしいですか。はい、お願いします。お待たせしました。

○山本委員 いえいえ。ありがとうございます。

新たにですね、スフィア基準ということで見直されるということでございますが、まず最初に、そのスフィア基準というところで調べましたら、1994年にね、ルワンダの大量虐殺があって、その避難民の状況が不十分だということで、NGOと国際赤十字さんが新たに、その3年後に、1997年に策定したということなんですが、これは分かる範囲でいいですけども、それから約30年ぐらいが経過をしてですね、この基準が、ある意味、ようやく日本にも導入されたという、その辺の経緯ってどういうふうに捉えていますでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 こちらの国際基準が示されたのがですね、令和6年の能登半島地震の後に、昨年度の半ばにですね、当時の政府、国のはうからですね、避難所の在り方というところの考え方が示されまして、今後はスフィア基準に準拠するというところが、まず、国からの発信があったというようなところです。それを追っかけるように、東京都が避難所運営指針の中で将来的に目指す目標として、東京都もこの基準を目指そうというところが示されたというような経緯でございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。まあ、でも、令和6年のね、能登半島ということで国がという、ちょっと遅いかなというような気持ちはあります。

で、さて、これからどうするんだということで、全体的に言える話ですけど、この災害対策、災害対応は本当に非常に、何というか、やるにこしたことはないし、やり過ぎてこしたことではないし、ある意味、基準も変わっていくし、いろんな避難が想定される複合的な災害とかもあるし、本当に終わりのない取組というか、本当に大変だなということで感じさせていただいている中で、今回、特に避難所ということでいろいろ出てきました。やっぱり、もちろん避難所の確保にはしっかりと努めていただくことが重要でございますが、この最初のア、イ、ウでありますようにですね、二次的な避難所の拡充ですとか、在宅避難の推進、ここら辺が大きなポイントではないかというふうに思っていまして、今の二次的な避難所のですね、例えば宿泊協定ですか、その辺も含めて、現在の状況、目標に、目標があつて、設定目標があつて達成しているのか。その辺の状況をちょっと教えていただきたい。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 設定目標といいますとですね、例えばスフィア基準で全ての、2万6,700人に対してスフィア基準を適用すると、単純に計算するとですね、面積は9万3,700平米ぐらい必要と。その差分というのが約7,500平米、今、面積でいえば足りないというようなところは、今回、算定した結果で出ているところでございます。これが大体、その避難所の数で換算すると、避難所の数だと大体四つ分ぐらいの面積というようなところが足りないというところですので、我々のまずは目標とするところは、そういったところをしっかりと埋めていくというところが、一つ、ターゲットになっていくかなというふうに考えているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 今、そうやってね、課長がすぐ数字がぱっとこう出てくるんですから、非常に、いや、頼もしいなと、よかったですと思っております。ぜひ応援していますので、引き続きの御努力をお願いしたいというふうに思っております。

在宅避難についてですが、これまでずっと在宅避難の重要性も訴えてきて区のほうもおりましたし、私たちもそれを後押しする形で支援をさせていただいてまいりましたが、どうですかね、やっぱり家具の転倒防止ですか、あと、ここに書いてある備蓄の推進、在宅避難の周知に取り組むというもうところ、何かところは、もうどうに越していただいて、本格的にもう少し在宅避難のところに取組をしていただきたいなというふうに思っていまして、

言うなれば、いわゆるライフラインですよね。おうちも耐震という、まあ、後でやりますけども、そこも大事ですけども、ライフラインが断絶したときにですね、電気、ガス、水道、この辺の取組をどのようにやっていかなきゃいけないかということの中で、例えば今、おうちもですね、何ていうんですかね、一時期のはやりみたいなものもありましたけども、やっぱり安全性を考えたときに、ガスからですね、やっぱり電気に移行が今でも流れていて、いわゆるオール電化というおうちも多いんだと思います。そうしたときに、例えば電気が止まったときに、非常に大打撃を受けるのはそのオール電化、そのときはもうガスも水道も駄目だと思うんですけども、一つオール電化のおうちが増えているのか増えていないのか、その辺の認識と、何かまずは電気、ライフラインに関するところでの支援策というのを考えていることはないでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 オール電化の家が増えているかというところは、申し訳ございませんが把握はしておりませんけれども、いろいろ環境面であったり、防災面であったり、いろいろそういう技術が進んでいく中で、それぞれ我々も含めて所管のほうで必要な支援というところはさせていただいているというところでございます。

在宅避難というか、2万6,700人の避難者数というのは、これ遡ってみるとですね、10年前の平成24年に一世代前の都の被害想定ありましたけれども、そのときは大体、避難者数で4万人って言われていたんですね。それが、そこから10年たって、令和4年に再三被害想定が見直されて、今、2万6,700まで減ったというところは、様々な民間企業も含めた社会インフラが丈夫になってきたというところが一定評価されたということも聞いておりますので、そういう意味でも、在宅避難、言い換えれば在宅避難ができる環境というのは、社会的にも進んできているのかなというふうには捉えているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。次はガスなんですけども、ガスが止まったり、去年、去年、防災何とかグッズをポイントで、5,000ポイントで配付していただいて、我が家もガスコンロを買わせていただいたんですけど、非常に有効的だと思います。ガスコンロ。で、ガスボンベもそんなに高いものじゃなくって、近くのコンビでもたくさん売っているので、非常に有効的だなと思っています。

さっき電気を聞いたのは、電気が止まったときに、じゃあ、何か充電のウェルダーか何かを家庭に配付したらどうかなと思ったんだけども、結局、そうしてもね、コンセントがどこ

に突っ込んで、自分んちが電気が電化製品が全部戻るのかということもできないし、その辺ちょっと考えていただきたいということの中で、手っ取り早くガスコンロ、こういうのが非常にいいなと。

あと、やっぱりお水が止まったときにはトイレですよね。その辺で携帯用トイレもポイントで買えるようなあれやりましたけども、その辺のところをどーんと拡充していただきたいですね、必要ないぐらい、区民全員に支給しちゃうぐらいの勢いでやっていただきたいんですけども、今後の拡充等に向けてどうなっているでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 各御家庭でのライフライン系の備蓄というようなところですけれども、我々もこの間ですね、昨年度のそなえて安心BOOKをはじめ、防災用品のあっせん事業であったり、マンホールトイレの設置助成であったり、それぞれの御家庭だったりマンションであったりというところでとれる対策についての支援というところは、大分、支援メニューも充実させながらですね、取り組んできたところでございます。

一斉に、昨年度のように全戸配布をするというところは、一定の効果はありますけれども、やはり大きな、多くのお金がかかるというところもありまして、なかなか継続性というところには課題があるのかなというふうにも思いますが、やはり、そのときの事業の実施結果も見るとですね、やはり事業効果というところは一定高いのかなというところもありますので、あとはそういった形で行うタイミングですとか、そういったところの検討は必要なのかなというふうには考えているところでございます。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 今、継続性というところがちょっと気になって、実際、災害って毎年起るものではないとは思うんですけども、例えば、もし可能にできたとしても、どんと配付してね、おうちに置けるのか、どれくらい備えられるのかっていうのもありますから、併せて備蓄倉庫となり得るものとの場所の充実と確保に努めていただきたいというふうに思っておりますが、決算でもちょっと触れましたけども、災害に備えて、いざというときのために、文京区の貯金をですね、文京区が貯金をして基金としてもう何百億あるわけですから、備えるためのお金ということで安心感も大事ですが、逆に先行投資でどんと何十億も使って、それこそこの間の何だ、学校、大塚の140億円でどんと買いましたけども、それぐらいの先行投資でどんとお金をつけていくような気概というか、何ていうかな、取組をやっていただけないかなと思って、それ併せて耐震化もそうなんですけども、どんどんどんどん使いやすい、

お金もどんどんいろんな方に使っていただけるように拡充をしていただく、そういった何か意気込みというのはないでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 やはりですね、防災対策全般でいえば、やはり自助というところが一番重要であって、やはり防災対策にしっかり関心を持っていただいて、それぞれの方がそれぞれに必要なものを備えていただくというところが基本になるかと思います。

これまでですね、緊急防災対策のようなインパクトのあることも行ってまいりましたけれども、必要なときにしっかり、皆さんにしっかりメッセージが届くように、事業のスタイル、タイミングも含めてですね、しっかりそこら辺は検討はしていきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 予算的なこともあるし、今、言った、まず自助ですよね、まずというか自助もありますから、そういったところもぜひ意識啓発を一回で終わらせないで、何回もですね、機会を捉えて、そなえて安心BOOKに限らずいろんな取組を、マンネリ化するとまたみんなまた来るのかなと思っちゃうんで、工夫してやっていただきたいと思いますが、あと最後にですね、これはちょっと恐らく無理だと思うんですけども、在宅避難の枠組みに僕は考えちゃうんですけども、よく避難所が狭隘で、人と、他人と一緒に嫌だというようなことで、ある意味、個室で、自分のところでできるということで、おうちはちょっと厳しくても、例えば皆さんマイカーがあるおうちは、車の中で1日過ごしたり、車の中で家族と過ごしたり、プライバシーが守られるということがありまして、今、結構ワンボックスとかね、そういうのも大きい車もあるんで、そういう持ってる御家庭に限っちゃうんですけどね、やっているところもある中で、割と、テレビでもちょっと私見たんですけども、今、割と注目されているのは、キャンピングカーっていうんですか、あって、それが持てる人はいいんだけども、考え方としては一つそれもありかなというふうにも思っていまして、そういった公的支援ができるか、できないとは思うんですけども、そういった在宅避難のくくりとして私はしちゃっているんですけども、車などでの避難について、何か後押しできるような施策はないでしょうかと思うんですが。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 車中泊といいますか、車で避難するというところの是非というところは、健康面ですか、そういったところはあるかとは思いますが、現在、東京都のほうで

もですね、在宅避難を含む避難所外避難者の方の支援の在り方というところを検討しておりますので、今回のガイドラインの改定に当たってはですね、来年度以降になりますけれども、そこの結果を踏まえた形でガイドラインをまとめていきたいというふうには考えておりますので、そういう東京都の考え方も注視はしていきたいというふうには考えております。

○宮本委員長 山本委員。

○山本委員 お答えいただきまして、ありがとうございます。ガイドラインの策定、ぜひ期待しておりますので、戻りますが、終わりのない取組を頑張っていきたいと私たちも思っています。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 今の山本委員の質疑のところから振り返りますと、車での避難というところで、私も自家用車で避難できるように備えているところなんですけれども、やっぱり面積の問題とかあるので、実際はなかなか厳しいかなというのではありますが、自治体によっては、キャンピングカー屋さんと締結をして、いざというときに御支援いただくという方法もあるということで、避難所外避難者もやはり避難所の居住スペースということでカウントすることは可能なんでしょうか。文京区としても何かしらの協定という形で増やしていくという可能性もあるんでしょうか。

それから、先ほどの石沢委員の質問の中で、将来的に解消というのはいつ頃なんですかというところがあって、ちょっと重ねての質問にはなりますけれども、これは指定避難所だけなのか、それとも二次的避難所も含めた数字なのかを確認させていただきたいと。先ほど山本委員の質疑の中では、7,500平米、四つ分の避難所の面積という答弁がありましたので、恐らく指定避難所でクリアすべきというふうにお考えなのかなと私は思ったんですけども、このあたりはいかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、避難所外避難者の支援というところで、ほかの自治体でもいろいろな支援策というところは進んでいるかなというふうには思っておりますので、そういった動きも参考にしながら研究は進めていきたいというふうには考えております。

あと、想定避難者というところで、足りない数ということで、指定避難所の数に当てはめて四つぐらい足りませんよということでお答えはしましたが、実際はですね、もう指定避難所のほうで面積を増やすというところは、もうほぼ厳しくて、学校施設、かなり可能な限り

拾っておりますので、対策としては二次的な避難所を増やしていくというような考え方でいるところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 二次的な避難所でも、その数字としてはオーケーというところが確認できたので、ああ、よかったですと思ったんですけども、そうすると、先ほど浅田委員や海津委員の質問の中で、時間軸がどうなのかといったような質問があったと思うんですね。私もここはちょっとリアルに把握しておきたいなというふうに思ったんですけども、東京都からですか国からですか、どういったようなシミュレーションになっているのか、示されているものはあるんでしょうか。

一例を挙げますと、内閣府が公表している能登半島地震の検証、これで避難所の開設状況を見ると、1日目で一次避難者数が4万人、2日目が2万7,000人、3日目だと1万6,000人ということで、もうかなりの勢いで減っていっているんですね、実績としては。仮にこのシミュレーションを文京区に当てはめるとすると、想定が本当に3日間だけでも過ごせれば、何とか快適に過ごしていただけるというような想定もできて、であれば、民間事業者さんにも広いところ、例えば、その辺ですよね、3日、4日、何とか貸していただけないかというような交渉の仕方もありなんじゃないかな。そうすることで、区民の皆様が快適に命を守れるという考え方もできるのかなと。これが最低1週間とか2週間かもしれないってなると、なかなか民間事業者さんの協力は難しいという想定にもなってくるかと思うんですけども、捉え方はいかがでしょうか。

○宮本委員長 じゃあ、12時になりましたので、休憩に入らせていただきまして、午後1時から答弁で、答弁からお願ひいたします。

午後 0時0分 休憩

午後 0時58分 再開

○宮本委員長 それでは、時間前ではございますが、全員おそろいのようですので、再開をさせていただきます。委員会を再開いたします。

初めにですね、改めて視察の行程についてお伝えいたしますと、事前にメールにて御連絡しているとおり、本日、14時40分に、1階の駐車場から出発いたします。ですので、一般質問も含めまして、委員会での質疑は14時20分までに終了したいと考えております。

なお、一般質問は4の方から合計7件いただいておりますので、そちらも踏まえて、皆様、円滑な運営に御協力をお願いいたします。

○宮本委員長 それでは、たかはま副委員長への答弁からお願ひいたします。

齊藤課長、お願いします。

○齊藤防災危機管理課長 文京区の想定避難者数の時間ごとなどの傾向というところですけれども、細かなデータというところは持ち合わせていないんですけれども、発災後4日から1週間がピークと言われております。発災直後にピーク近くまで一気に伸びて、ピークを迎えた後は徐々に減っていくというような傾向と言われております。二次的な避難所の拡充に向けてですね、民間事業者に対する協力要請などにつきましても、そのような避難者数の傾向であったり、また、発災直後は、逆に帰宅困難者が多く出るというような状況もある中で、時間の経過とともに、そのように変化していく状況も踏まえながら、どこの部分に協力が必要なのかというところを協議をしているというところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。民間事業者との協議に当たっては、その時間と、時間の経過とともにというところが踏まえてということが確認できてよかったです。承知いたしました。

あともう一点なんすけれども、在宅避難者のところですね、先ほども議論がありましたけれども、これがどういうふうに変化しているかというのは、捉えるのはすごく難しいかと思うんですけども、区のほうで啓発をして、その結果、どういうふうになったかというのを、今後、どのように捉えていくのかというのを教えていただきたいと思います。で、在宅避難が増えていくと、その避難所の拠点として寝泊まりする方は軽減しますけれども、一方で、食料ですか、あと、配管が壊れたとなるとトイレの確保だとかというところもやっぱり無視できない課題かなとは思うんですけども、そのあたりの在宅避難の体制については、今後の計画でどういうふうに織り込まれていくか教えていただけますか。

○宮本委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 これまでも3年に一度の世論調査の中で、備蓄の状況ですか、あと、最新では在宅避難の認知度というところもモニタリングをしているという状況でございます。大体、備蓄の傾向というのはあんまり大きくは変わらなくて、大体6割ぐらいの方がというような傾向が続いているというような状況です。

一方で、昨年度、緊急防災対策事業として全戸、カタログの全戸配付もやりましたので、その後の傾向というところは今後もそのような調査の機会を捉えてですね、しっかり見ていくといふには考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。先ほど、傍聴者の方ともお昼どきにいろいろ議論していて、在宅避難が大事だ、自分は備えているけれども、やっぱり結局、避難所に行ったら食料がもらえるとなると、みんな行っちゃうよねみたいな話をしていて、一方で、情報が届かない方に対して、例えば御高齢でネットの通信が難しいだとか、お体の都合でマンションから気軽に出ていくのは難しいという方には届かないよねという課題があるという話になって、あ、それは本当にそうだなというふうに思いました。各家庭で備えていくというのは今後も重要なことだと思いますけれども、情報伝達の格差みたいなところも同時に考えていく必要があるのかなとは思いましたので、今後のガイドライン改定を見ながら、区とも意見交換を引き続きやっていきたいなと思います。

以上です。

○宮本委員長 よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 以上で、報告事項1を終了いたします。

続いて、都市計画部建築指導課より1件、報告事項2、文京区耐震改修促進計画の改定についての説明をお願いします。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 それでは、資料第2号、文京区耐震改修促進計画の改定について報告いたします。1ページを御覧ください。

まず、1の改定理由でございます。国はですね、令和7年7月に、耐震改修等の基本的な方針、こちらを改正し、東京都のほうもですね、耐震改修促進計画の改定を今年度末に予定しているというところでございます。文京区におきましても、令和7年度末の耐震改修促進計画を、これらの計画と整合性を図り改定するものでございます。

それでは、改定内容につきましては、計画の素案の中で説明いたしたいと思います。5ページ、P5ページ、御覧ください。まず、ゼロの用語の定義でございますが、まず、その上の二つ目でございます、2000年基準というところでございます。2000年、平成12年に建築基準法一部改正され、木造住宅の壁の配置、接合部の金物、構造的な仕様が追加されたというところでございます。この2000年基準が木造建築物の現行の基準となっているというところでございます。

その下の新耐震の木造住宅という言葉の定義でございますが、新耐震基準というのは1981

年というところから2000年基準の2000年までの19年間の間に着工した二階建て以下の在来工法、こちらの木造住宅のことを指しているというところでございます。その下の耐震化率でございます。従来の耐震化率の算定につきましては、下の図のところの緑の枠の新耐震基準で示されているように、全ての建物で1981年の新耐震基準に適合しているものについて耐震化されているものとして算出されていたというところでございます。現在におきましても、1981年の基準に達していれば、震度6強の地震に対しても倒壊する可能性は低いというところですが、2階建て以下の在来工法の木造住宅につきましては、2000年に地震による建物の損傷の抑制につながる耐震化の基準、こちらの仕様が明確化されたというところで、耐震化の基準のほうをですね、この2000年基準というところで、木造住宅の2階建て以下に適用するというところでございます。

なお、P5ページの下の赤枠で囲ったように、2階建て以下の在来工法の木造住宅については2000年基準に適合しているもの、それ以外につきましては、1981年の新耐震基準に適合されたものを耐震化されたものとして算定するというところでございます。このことはですね、一部の木造住宅の耐震化の基準というのが引き上げられたというところで、耐震化の算定となる基準が引き上げられたというところでございます。

続きまして、7ページにお進みください。3番の計画期間でございます。計画期間につきましては、国の方針や都の耐震改修促進計画に合わせて、令和17年までの10年間といたします。また、中間期の令和12年度末に目標を設定し、それに対する検証を行うこととしているというところでございます。

続きまして、12ページにお進み、お進みください。文京区で被害が最大となる首都圏直下地震での文京区での規模、被害の状況を記載しているというところでございます。こちらのデータのほうは2002年、令和2年5月25日に東京都で公表され、被害想定を公表されたものでございます。

なお、木造住宅につきましては、建築年次はですね、2000年以降、1990年代、1980年代の全壊率を算出しており、建物・人的被害をこれにより算出していることから、2000年基準に満たさない新耐震基準の住宅の実態も踏まえた被害想定となっているというところでございます。

この下のところの多摩東部直下地震のところのその他のところで、避難者数のところで、避難者、避難所の避難者数というのが2万6,775となっております。この数字が先ほど報告の2万6,775にリンクしているというところでございます。

続きまして、13ページにお進みください。13ページから15ページまでが住宅の耐震化の現状でございます。まず、住宅総数における耐震化率につきましては、戸数単位で14ページの表2-1-3の右下にありますように、91.6%となっており、棟単位では、棟数単位では、15ページの表2-1-4の82.5%となっているところでございます。

なお、1981年から2000年までの木造住宅で、2000年の耐震基準を満たしていないという建物の木造建築物でございますが、戸数で1,540戸、こちらは表の3から表の1を引いた数字となっております。棟数で1,350棟あるというふうに推定されるというところでございます。

続きまして、18ページにお進みください。18ページからは、特定緊急輸送道路沿道建築物について記載しているところでございます。19ページの図で御覧いただいてお分かりになりますように、特定緊急輸送道路につきましては、国道17号、春日通り、目白通り等の沿道の一定の高さを超える建築物でございます。このうち125棟が耐震性を満たしていないというところが表の2-1-9で分かるというところでございます。

なお、従来の算出している耐震化率で言いますと、84.7%という数字となっております。

なお、今後はですね、特定緊急輸送道路につきましては、東京都の耐震改修促進計画と合わせて、従来の耐震化率から道路としての通行機能が確保できる確率をあらわした指標である19ページの図2-1-2の区間到達率という新たな指標で管理することとなっております。

なお、区間到達率とは、特定緊急輸送道路のみを通行して、都県境から任意の地点に到達できる確率、区間ごと、それを区間ごとに評価した指標というふうになっているというところでございます。その数値で見てみると、表の、あ、図の2-1-2のように、春日通り、目白通りにつきましては、区間到達率が90%を超えてるという一方で、国道17号線の一部である旧白山通りに関しては、区間到達率が32.4%という低い数字となっているというところでございます。

なお、耐震化されてない特定緊急輸送道路沿道の建築物につきましては、125棟ございますが、こちらの34.2%の旧白山通りには、そのうち約4割ぐらいの52棟がございまして、この原因につきましては、道路に接する建物の間口が狭い、かつ建物の1階ですね、店舗等の併用住宅であるということから、短辺方向の耐震補強が難しいという事情もあるというふうに想定しているというところでございます。

また、旧白山通りにつきましては、道路の幅、幅員のほうがですね、ほかの道路に比べて狭いという状況があります。15メートルと狭く、建物倒壊時に道路の閉塞する可能性が高く

なるということから、この道路が使える率であります区間到達率、こちらが悪くなっているという状況でございます。

続きまして、21ページにお進みください。耐震化率の現状と目標でございます。まず、今後、指標にする2000年基準の戸数ベースの耐震化率の現状につきましては、91.6%となっております。目標としましては、令和17年度、10年後の17年度末までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消するということとしております。その中間の令和12年度末には、目標として96%としているところでございます。

続きまして、その下のところですね、特定緊急輸送道路沿道建築物についてでございますが、今後の目標指標は、先ほど言いましたように耐震化率から区間到達率に変更するということを考えているということでございます。先ほどの図の区間到達率を100%に上げていくというところを令和17年度の目標にしているというところでございます。このことによりですね、旧白山通り等の区間到達率を上げていくことが必要というふうに感じているというところでございます。

続きまして、3章の耐震診断、耐震改修及び建て替えの促進を図るための施策について御説明いたします。26ページにお進みください。

まず、現在の耐震化率の状況と、令和17年度までの目標値を踏まえて、今後、重点的に取り組むべき施策の方針を示しているということでございます。まず、住宅につきましては、今までの耐震改修促進の施策に加えて、三つの施策を検討しているというところでございます。

一つ目につきましては、旧耐震の木造住宅の除却や建て替えの促進として、解体目的の耐震診断につきましては、簡易な耐震診断の調査票を活用することにより、申請者の負担軽減を図るとともに、必要なサポートを区の職員のほうで行っていくというところでございます。

二つ目のほうは、2000年基準も満たさない新耐震基準の木造住宅の耐震診断、耐震補強について、取組を支援するということでございます。これは昨年度から、事業としては2000年基準の木造住宅の耐震改修等の助成をしているというところを明文化したところでございます。

最後に三つ目でございます。マンション等は、特に分譲マンションは所有権がたくさんいるというところがありまして、合意形成が困難であるというところで、耐震補強が進まなかつたというところがございます。その分譲マンションについて、効果的な支援を検討し、耐震化を引き続き支援していくことというふうに考えているというところでございます。

よろしいでしょうか。続きまして、第4章でございます。総合的な安全対策というところで、33ページにお進みください。

まず、33ページの(7)でございます。管理不全な空家等の対策についてというところに記載しておることでございます。まず、管理され、管理されていない空き家につきましては、耐震性能の低下することももとより、適正な維持管理が必要ということがございますので、区では、空家等対策計画の改定や、緊急安全措置の条例の制定するなど、空き家等の対策に取り組んでおり、引き続き、空き家等が管理不全な状況に陥ることを未然に防止していくということを考えているというところでございます。

その次の(8)番ですね、高経年のマンション対策というところでございます。マンションにつきましても、建物と居住者の二つの多いというところの問題がクローズアップされているというところでございます。文京区でもマンションの居住率は高くなっています、建物の高経年化や居住者の高年齢化により管理不全に陥るマンションの増加が懸念されるところでございます。また、耐震補強につきましては、効果的な支援を行うとともに、除却等の必要に係る認定など、マンションの再生を支援していくということを考えているというところでございます。

続きまして、第5章でございます。今後の取組でございます。

新たな取組、施策につきましては、国や都の制度改革や他の自治体の取組を参考にしながら、地域、所有者の実情に合わせた施策を検討していくというところでございます。また、12年度末には検証を行って、必要に応じて計画の見直しを行うことというふうに考えているというところでございます。

最後にですね、この補足の説明でございますが、53ページにお進みください。まず、首都圏直下地震における東京都の被害報告は先ほど報告いたしましたが、現在の耐震化の状況から、1981年の新耐震基準の耐震補強にした場合、及び2000年基準で耐震化した場合や建て替えた場合の被害想定を記載しているというところでございます。図のように、1981年基準で耐震化を完了した場合は、被害は現況から6割軽減されるとされ、さらに2000年基準で耐震化及び建て替えを行った場合は、さらに5割軽減されるということになりますというところで、こちらのほうを踏まえて耐震化の促進と啓発を行っていきたいというところでございます。

最後に、54から56ページでございます。ちょっと区間到達率の話の説明でございます。東京都の耐震改修促進計画に記載されている耐震化率等の説明資料をこちらのほうに載せてお

ります。こちらのほうは、災害発生時に緊急輸送道路と言われている国道及び主要な都道に関して、その機能を確保するためには、任意の地点に到達できるようにすることが重要であるということから、特定緊急輸送道路全体を捉えた指標として、道路区間ごとに区間到達率として評価するというところでございます。

素案の説明のほうは以上になります。

最後に、1ページにお戻りいただいて、今後のスケジュールでございますが、11月の災害対策調査、本委員会でその報告をした後、12月15日から30日間のパブリックコメントを実施いたします。寄せられた意見等を踏まえまして案を作成し、2月の災害対策調査特別委員会で報告後、今年度末に改定を行うという予定にしております。

報告のほうは以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項2、文京区耐震改修促進計画の改定についての御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 資料作成ありがとうございました。まず、不燃化特区、平成27年から大塚五、六丁目で始めて5年間やって、さらに東京都あまり改善できなかつたということで、さらに5年間追加している、今、最中であると。その中で、千駄木の五丁目エリアが災害の整備地域に指定されたりですね、そういうエリアを拡大とともにですね、あと幹線道路の耐震計画ということで、まさに国土強靭化をするために必要な施策だと思っているんですけども、まず、一つ、融資についてなんですね。もちろん助成金が耐震改修に関してはあるのは知っているんですけどもね、この融資、例えば借り入れして支援やらないといけない場合の文京区が使える、区民に紹介できるような融資政策があつたら教えてください。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 すいません、都市計画部では融資のほうはしていないというところですが、全体でどういう融資があるのかというところは調べておきたいと思っております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 信金なんかで使える融資なんかもあると思うんですけどね、ぜひ、これ区民の方に耐震を促す上で、やっぱりお金というのは絶対大事になってくるので、やっぱり行政の横串の中で、そういうのが都市計画部長も、じゃない、ごめんなさい、建築指導課長も、そういうのが分かっているといいのかなと。

それと、あと、その融資に対して、やっぱりこれだけ国が高市内閣の所信の10項目の中にも国土強靭化は力強くね、述べていらっしゃいましたから、やっぱり国土強靭化は、皆、国民の命を守るためにしっかり耐震化してくださいよ、助成がありますよ、融資、それでも足りないからいただく方っていうのがほとんどだと思うんですよ。もしくは貯金を崩したり。それが、やっぱり経済課なんかでは商店か何か、商店のほうにね、実質金利ゼロ融資だとかね、金利の補填融資だとかやっているわけですよ。経済課なんかだと、今まで東京信用保証協会がついていた保証料というのもばかにならないというので、それも文京区で保証するような内容、メニューが増えているわけですから、ぜひ国土強靭化をするんだったらば、その融資、融資いただいてやるよといった場合のメニューも、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、22ページのほうで、先ほど川西課長が三つね、ちょっと待ってください、あ、22じゃなかつたな、どこだっけ。あ、26ページ、重点に取り組むべき要は施策のところで、やはり直下地震に備えて、耐震化とかですね、沿道に関しては到達率を上げていくためにどうするかというところで言ってたんですけども、マンションの耐震診断、耐震改修促進のところで、先ほど、やっぱり区分所有なので合意形成が難しいだとかおっしゃっていたんですけども、点で考えないで、やっぱり大きく考えてほしいのは、またいつものとおり高さ制限のことを言つたら申し訳ないけどね、結局、容積率が緩和できるものがあるのに規制てしまっているから、そういうマンションの改修なんかのときでも困るというのは絶対あるんですよ。

もっと分かりやすく言うと、例えば、これ去年、令和7年、今年6年、あ、今年7年、去年令和6年、令和6年で高さ制限が施行されて10年たちました。要は高さ制限を制定される前、都市計画決定される前は、総合設計制度が民間でもありました。ね。ですけど、高さ制限がね、都市計画決定されてからこの10年は、民間での、民間というのは事業者がやる高さ制限が、ああ、総合設計制度がなくなった。一企業、大手企業が自分の敷地の中で総合設計制度を使うというのはあるんですけど、事業として区分所有するものは一切なくなった。というのは、川西課長もよく分かるように、建築費も高騰していますし、大きな土地を開発してすごい労力何年もかけてやったのに、容積率が大して緩和されないと事業として成り立たないんですよ。だから、老朽化したマンションが取り壊して、例えば三つ分、四つ分の区分所有のマンションがね、クラッシュ・アンド・デベロップしました。同じ容積率だったらね、事業なんて合わない、みんな持ち出しでできないですよ。やっぱり沿線の拡大をしてい

く、到達率を上げていくというんだったらば、そういう規制緩和もしっかりととしていかないと、私は合意形成は、先ほど区分所有の合意形成の話されていましたので難しいと、そういうところに逃げないと。

文京区は、現在、総合設計制度については、面積に応じて1.0%から1.5%まで、1.5倍か、あ、ごめんなさい、100%から150%になっていますよね。ところが以前はね、全部150だったんですよね。せっかく1,000平米以上の大きい1,500とかを開発しても、みんな意見一つにして、三つの区分所有マンションが合意した、四つが合意した、それでも高さが、容積が100%や110%しか還元できなかつたら、事業者も回収できないですし、それは無理ですよ。

だから、国土強靭化の意味でも、しっかりとその辺を、私はね、前から以前から言っているのは、全てを高さ制限見直しせいと言っているわけじゃなくて、そうやって国土強靭化だとか、商業地域だとか、必要なところはやっていかないと、時代とともにニーズも変わってくるから、見直しはしないといけないんじゃないかなと思っているんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 現行の総合設計制度につきましても、敷地面積に応じて高さのほうが1.0から1.5倍になるというところでございます。またですね、マンションにつきましては、マンション再生化法というところでですね、耐震性がないというマンションにつきましてはですね、一定の容積率の緩和というところが認定において認められるということの様々なメニューがあるというところでございますから、そのところを案内しながらですね、その実情なりですね、区分所有者の合意形成にとって資するようなアドバイス等を行っていきたいというところを踏まえて考えているというところでございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 できるだけ短くしますね。区分所有者とかの合意で、例えば、要は高さ制限とか見直しができればいいんだけど、今のところ、今、地区計画、地区計画だったらね、地区計画を定めれば高さの見直しができるということになっているんですよ。ところが、私はもつとその面じゃなくて、高さ制限の緩和に関しては、区分所有の点レベルでいいと思っている。もしくは点が二つ、三つ、五つぐらい、周辺が一緒になったぐらいの規模で考えていかないと、地区で考えると全く高さと関係ない住宅地も、住宅系も商業系も含まれる地区というのを指しちゃうから、なかなか合意形成が難しい。だから見直しは、例えば、今、老朽化を迎えた区分所有のマンションという点を考えてあげるかというのも必要だと思いますけど、い

かがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 高さ制限や絶対高さ制限のところにつきましては、様々な意見があるというところで、当時、決められたというところでございます。それを踏まえてですね、今後必要な議論があればというところになろうかと思うんですが、ちょっとそここのところの流れというところの中で、現時点では、できることはこちらまでというところになろうかというところでございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 ぜひね、何ですかね、様子伺いじゃなくてですね、勇気を出して前向きな検討をお願いしたいところです。よろしくお願ひします。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今回、この耐震改修促進計画の改定を行うということで、改めて言うまでもありませんけども、首都直下地震をはじめ、いわゆる大きな地震が起きたときの防災・減災対策の一つとしては、この耐震化というのは非常に大きなウエートを示すところでもありますし、この計画をどう実行していくか、また、耐震化率をどう引き上げていくかということが大事になるというふうには思いますけど、その中で、今回の計画で、いわゆる2000年基準という、今まで多分なかったと思うんですけども、計画の中では、今まででは新耐震基準というのが一つの目安という、基準が今回新たに設けられて、ハードルが高くなつたのかなという、より実効性が上がつたのかなという気もしますが、一方で、区民というか住民からすれば、今まで適合していた建物が、2000年基準によって適合しなくなつたというのかな、耐震化の対象になつたとなるというようなおうちも結構出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、具体的にどのくらいあって、また、今回それに、いわゆる区民の周知といいますかね、今度、耐震化が必要になつたというおうちも出てくると思うんですけど、その辺の周知というのはどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この2000年基準といいますのはですね、基本的に1981年の新耐震基準であれば、震度6強の大地震と言われている地震には倒壊しないという基準は変わらないというところで、この2000基準にハードルが上がつたからといって、被害が増えるというところではございません。なぜ2000年基準にしたかといいますと、倒壊はしないものの損傷はするというところがございますので、2000年基準に適合させることによって、損傷の度合いを低

くして在宅避難を進めるというような趣旨からは、その2000年基準を耐震化の基準として、そちらまで耐震性能を上げていただくことが、将来の在宅避難の数を増やすと、避難所の数を減らすということにも、スペースをつくるということにもつながるということになりますので、こちらのほうはそういう趣旨でやっているというところでございます。

その数につきましてはですね、一応、統計上の数値なんですが、先ほどお伝えしたように、大体1,500戸ぐらいあるのかなというところでございます。そのところにはですね、昨年度から文京区においてもですね、耐震改修の設計、診断、設計、改修において助成制度を設けているというところがございますので、所管課の地域整備課と連携しながら周知啓発をしてですね、より使いやすい制度にすることによって、在宅避難を進めるというところを考えているというところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 区民への周知は特にはないんですか。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 区民の周知につきましてはですね、所管課の地域整備課と含めて、その広報であったり、区報であったり、ホームページであったりとか、どういうところが一番効果的、効率的かというところを踏まえながらですね、検討していくというところでございます。引き続き、検討していくというところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひ区民の皆様にもお知らせいただければと思うんですけども、耐震性を上げていく、もちろんとても重要なことですし、しっかりと、さつき課長もおっしゃっていた、午前中の質疑もあった、いわゆる在宅避難を推奨する上でも、やっぱりとても大事な部分だとは思います。で、一方で、いわゆるこれまで戸別訪問とか相談会とかも様々御努力をされてきて、この目標値でいくと、令和12年までに96%という目標を達成するには、ここにもあります4,330戸、耐震化しなくちゃなんないと。これ結構大変な、現実は大変な数ですよね。そのために、その後の取組という大きな三つが出てくると思うんですけども、その中で、さつき課長さんも言っていた26ページですかね、重点的な取組ということで三つあって、最初のこの木造住宅、ごめんなさい、何だ、除却・建て替えの促進で、申請者の負担軽減を図るというふうにあるんですけど、これ、例えば具体的にはどのようなことをお考えになっているんでしょうか。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 この申請者の負担を図るというところでございますが、これ具体、あ、軽減を図るというところでございますが、具体的にはですね、PDFのP36ページのところの耐震化の、あ、すいません、P37ページですね、P37ページの(6)のところの木造住宅除却助成というところの助成制度が都市計画部のほうで持っているというところでございます。この制度はですね、旧耐震の耐震性がない建物に対してですね、その費用の2分の1、100万円を限度として助成するというところでございます。この制度自体はですね、結構需要のある制度でございまして、毎年30件弱というところで、平成21年からですかね、ずっと継続してあるというところで、こちらのほうは一定程度、需要等のニーズがあるのかなというところがございます。

また一方で、所有者にとってはですね、先ほども言いましたように、所有者の高年齢化というところで、耐震診断をしなきやいけないというところがハードルになっているというところでございます。その一つは、よく知っている耐震診断ができる設計士さんが知らないとか、費用がかかるとか、手続が複雑であるとかというようなところのお声をいただいたということを踏まえてですね、そのハードルを少しでも下げるというところで、耐震診断につきましては区の職員で行って、その結果を踏まえて耐震性能がないということを言って、耐震の除却助成のほうの申請につなげていきたいというところでですね、心理的な実務的なハードルを取り除くという必要があることから、この施策を来年度から重点にのっけているところでございますが、実施していこうというところでございます。

今後、数量的にはどれぐらい増えるかというところあるんですけども、例年、30件ぐらい増えていますので、それぐらいは区の職員でやって現状を把握して、それを踏まえてですね、耐震改修ができないお宅に関しては、除却・建て替えを推進していこうというような趣旨で考えている制度でございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。耐震診断は区の職員の方でやっていただけると、これ大きいですよね、結構ね。そういう形で、やはり一つはその手続のことと、あともう一つやはり費用のことだと思うんですよね。あと、これ持ち主の方が高齢化とかということもあると、様々な、さっき言ったその残りの、残りのって言ったら申し訳ないかな、あと8%、9%、これをどう少なくしていくかというところだと思うんですけど、去年もあれですかね、たしか拡充されたんですよね。やっぱり費用的な部分というのは大きいと思うんで、例えば助成額、助成率というのも、やっぱり今後、見直す必要もあるのかなと思うんですけども、その辺は

いかがでしょう。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 委員がおっしゃるようにですね、最近の建築資材費とか、労務費の高騰というところで、なかなかその点で躊躇されている方とか、経済的に難しいと言われている方がいるというところでございます。区もですね、その状況を重く受け止めるというところとともに、現状をしっかりと把握した上で、目標達成に向けてどのような効果に対しての区の施策ができるのか、もしやるべきなのかというところを踏まえてですね、施策の検討をしているというところでございます。

具体的な数字等につきましてはですね、まだ検討中でというところでございますが、委員の御指摘も踏まえて、今後、そのように耐震化が進めるように、使いやすい制度になるようないいところの点からですね、施策を展開していきたいというところは、所管の地域整備課等含めて協議していきたいというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひともそういった形ですね、耐震化が少しでも、やっぱりこの数、数に追われるわけじゃないけど、数を見ると、結構シビアな、多分、課長さんも重々御承知だと思うんですけども、そうは言っても、やっぱり今回のこの耐震改修促進計画をやっぱりしっかりとつくって、やっぱりそれをより実効性にあるものにしていくことがとても大切だと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 すいません。今回、耐震改修促進計画を改定するということで、ちょっとまず、この改定期間についてなんですかけども、改定の期間、あ、ごめんなさい、計画期間ですかね。これまで5年、前回は5年ということで、何かその前も5年だったというようなことでお聞きしているんですけども、今回10年に計画期間が変わったということで、5年から10年ということで、計画期間倍になるわけですけども、こういう経過期間、あ、計画期間が倍になったことで、何ていうんでしょう、これまで5年という期間で目標設定をして、それを実現させていくために推進してきたということがあったわけですが、これが10年になるということで、推進する力というんですかね、そういうのが弱まってしまわないのかとか、逆に10年にしたことによって、より推進するようになるのかとか、その辺については、ちょっと、まずどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 計画期間10年につきましては、国の方針というところで、令和17年度に耐震化のない住宅をなくすというところと、東京都もそれに準拠しているというところでございます。また、10年間が長いという御意見もありますので、その中間期間の5年、令和12年のところを我々は目標数値を設定しまして、そのところで検証して、必要に応じてその改定等を見直していくというところを考えていくというところでございますので、今までの7年とか5年とかという計画期間と同様にですね、しっかり計画を立てて、それに対する施策を開発して、それに対する評価をしていくという作業というのは今までと変わらぬしっかりとやしていくものというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。

次はですね、この資料の中で特定緊急輸送道路の沿道建物ですかね、建築物のことについてなんですかね、前回の計画ではですね、この特定緊急輸送道路の建築物については、令和7年度までに耐震化率を9割に上げていくという目標だったと思います。それが今回、今回のこの改定のところでは、現状84.7%になっているということで、次期の計画では、これを先ほどの御説明だと区間到達率というのに、何でしょう、シフトして、それを引き上げていくというような目標に変わるという御説明があったかと思います。ただ、その耐震化を上げていくというですね、この9割にしていくというこの目標自体については、この計画では、何でいうんでしょう、取下げ、取下げていったらあれなのかどうか分からぬんですけども、この計画ではどうなるのか。この耐震化を引き上げていくという目標自体は、次の計画、沿道、特定緊急輸送道路建築物についてはどうなるのかということちょっとお伺いをしたいと思います。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 この特定緊急輸送道路につきましては、基本的にこの沿道の建築物につきましては耐震診断を義務化して、特定行政庁、文京区のほうに報告するというところで、全ての旧耐震の建物に関してですね、I s 値という構造の指標の数値というのを把握しているというところでございます。その中でですね、1軒1軒確認したところ、やっぱり旧白山通りとかがですね、先ほど申しましたように、52件と全体の4割ぐらいが耐震化されてないというところの件数があったというところで、そこを分析して、耐震化ができないちょっと事情とか、物理的なものがあるというところを踏まえた形になってですね、耐震化率という

のはそこの90%まで伸びない84.7%になっているという状況でございます。

もともとですね、ここの特定緊急輸送道路につきましては、耐震化率というのはですね、道路を倒壊、あ、建物が倒壊することによって道路が閉塞しないようにというところで、この助成につきましても、ほかの助成制度とは違って高い助成率、上限金額というところで、最大10分の9、9割まで助成するという、助成していっているというところでございます。

この中で、ちょっとできないという事情があるという52件に関しましてはですね、特に旧白山通り等の住宅に関しましては、個別な事情があるというふうなことを考えられますので、具体的にどうすれば、少しでもI_s値を上げれるかというところの相談も含めながらですね、具体的な施策とか、相談内容とかを考えながら協議していきたいというふうに考えているというところでございます。

まず、耐震化率を今まで90%というところをですね、ちょっと後ろに隠すみたいな形になるという御指摘があるんですけども、まずは区間到達率というところがこの制度の主なところになりますので、そこを上げるために、耐震化率が上がらなくても道が閉塞しないという道も含めて検討していかないと、この趣旨としてはなかなか難しいかなというところもありますので、まずは区間到達率をメインに考えていくというところで、それに伴って耐震化率が上げるように努力していくという二つの視点でですね、今後、施策のほうを10年間で進めていきたいという考えでいるというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。まあ、まずは区間到達率を引き上げていくと。で、耐震化率というのは、9割という目標はこれまであったけれども、今回もそれを後ろに隠れるという話もちょっとちらっと出てきましたが、ただ、それは別に取り下げるってわけでもなくて、そういうのも引き続き追求していくことだろうなというふうには思ったんですけども、ただ、あ、それでですね、今おっしゃったよう、おっしゃっていただいたところでですね、例えば旧白山通り沿いですとか、それから春日通りとかの全体の区間到達率というところで踏まえてみると、文京区、結構、この春日通りもね、低くなっているというようなところで、こういうのを引き上げていかなきやいけないということでですね、国からのいろんな補助もあってだと思いますけれども、そういう補助率というのが上げれているということがあるというふうに思います。

それで、ただ、いろんな事情があってね、耐震改修ができないというのが先ほどおっしゃっておられましたけれども、やっぱりそういう建物って結構あるというふうに私も思います。

私もたまにあそこを通るんですけども、やっぱり間口が狭くてね、なかなかその建物だけでは耐震改修というものができないというようなこともあるかと思うんですけれども、ただ、何ていうんでしょう、ペしyanと潰れてしまわないまでもですね、やっぱりその建物が持ちこたえるということで区間到達率を上げていくということだと思うんですけれども、そうなってくると、何ていうんでしょう、これまでの耐震化に向けたね、改修のいろんな決め事とか規則ってありますよね。このくらいの基準以上にしないと、こういう補助は出ませんよとか、逆に、それがこの区間到達率を上げていくという目標に今回変わることによって、そういう耐震改修というのが、こういう旧白山通り沿いの建物とか、そういうところで次の計画期間の中で使いやすくなるような、そういうような形ですね、いろんな決めごとの変更とか、そういうことができるのかとか、そういうことをやっていくのかどうかとか、そういうこともちょっと、この際、お聞きしておきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 区の耐震改修助成の基本的な考え方としては、まず住宅に関してはですね、耐震性能、I s 値と言っている値で0.6以上というところで倒壊しないというところで決めているというところでございます。

また、もう一つのところの特定緊急輸送道路等につきましては、道路を閉塞しないようにというところで、高い助成率をつけて耐震化率を上げていっているというところでございます。

その十数年間ですね、この助成制度を続けても、まだちょっとできないとかいう事情があるというところは、100%耐震化率、耐震性能を確保できないという状況につきましては、ちょっとそのところは細かく内容等を精査して、実現可能な耐震補強はどうかというところも踏まえてですね、必要なアドバイスやサポート等を行っていくというところでございます。

ほかの委員の先生からもおっしゃられているように、そのところには一定程度の区としての助成等があったほうがいいんじゃないかという御意見もありますので、そこも真摯に受け止めながらというところになろうかと思うんですけども、まず、来年度に向けてはですね、そのところの状況の整理とか事情の確認をして、どういうことができるのかとかを含めて、区ができること、やるべきことを整理した上で、必要な施策に対して我々が検討していくという流れになろうかと思いますので、引き続き、この研究等は引き続き続けていきたいとい

うふうに考えているところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 ぜひですね、私もこの、ちょっと今回、この特定、要確認計画記載建物って文京区が、国がか、義務づけて、I_s値とか耐震診断を図っている建物を見ましたけども、やっぱり0.1、I_s値になっている建物って結構やっぱりあって、でも、そういうところをGoogleマップとか実際にやって見てみたりすると、ああ、これ結構なかなか改修するのも大変だなという建物があるというふうに私も見受けられます。だから、そういうところでもやっぱりやれないという事情はね、皆さん、区のほうもいろいろつかんでやつていらっしゃるというふうに思うので、やっぱりそういうところでも、命最優先という意味でですね、やっぱり耐震改修ができるような、そういう制度設計ですね、次の計画期間の中でやっていくていただきて、やっぱりそういう建物でも耐震診断、耐震改修ができるような仕組みづくりというのをぜひやっていただけるようお願いしたいなというふうに思います。

あと、それからですね、この特定緊急輸送道路もそうなんですけれども、一般緊急輸送道路とか、あと、ラストワンマイルというんですかね、そういう道路もあるかというふうに思います。そういうところは、この特定緊急輸送道路に比べて、そういう建物の耐震改修に係る補助率というんですかね、こういうのがやっぱり少ないですよね。やっぱりそういう緊急輸送、ほかのやっぱり道路も緊急輸送道路なわけですから、やっぱりこういうところにも、やっぱり補助なんかもね、それなりに引き上げていって、やっぱり耐震改修を進めていくような、そういう取組なんかも、私、やっぱり次の計画期間も必要なではないかなというふうに思うんですけども、他の自治体を見てみますとね、文京区よりも、やっぱりその補助率なんかも引き上げてやっているようなところもあるというふうに思います。そういう点ですね、こういったところの一般緊急輸送道路だとか、ラストワンマイルだとか、そういうところの耐震化というのも促進させていくための補助の拡充というのもですね、やっていく必要あるんではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 耐震改修の補助についての考え方につきましてはですね、まず、ほかの区の状況はともかくとして、文京区の耐震化の状況と、それと耐震化の目標を踏まえてですね、どういうふうな金額とか割合とかが一番効果的、効率的かというところを踏まえて決定しているというところでございます。さらにですね、最近の建築資材等の高騰も踏まえて、

どのようにすれば使いやすい制度になるか等も含めてですね、今後、この計画の中で考え方を示した上でですね、実際の施策のほうに展開していくというところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう点もですね、ぜひ命最優先という立場でですね、あと緊急輸送道路なわけですから、こういうところを閉塞すると物資も運べないということもあるかと思いますので、ぜひ対応していただきたいなということでお願いいたします。

ごめんなさい、ちょっと最後にですね、これ全体、この計画自体が在宅避難という……。

○宮本委員長 石沢委員、そろそろすいません。

○石沢委員 ああ、はい。進めていくということで、ちょっと1点なんですけれども、ごめんなさい、どこだっけな、あれ、どこだっけ、あ、32ページのところでですね、総合的な安全対策の中で、家具転倒防止の項目があるかと思います。それで、在宅避難を推進していくという点で、家具転倒防止ということで、今は業者の方に来てもらって、それに対して金具取付けの補助を金額として2万5,000円ですかね、やっているということだと思うんですけれども、他区ではですね、たしか、どこだったっけな、別の自治体だったんですけども、渋谷区か、自分で購入したね、家具転倒防止器具なんかもにも補助を出すということですね、1万円なんか補助しているということもあるんですよね。だから、在宅避難の推進、先ほどちょっと質問すればよかったですかもしれませんけれども、そういう在宅避難の推進という点ですね、今は業者呼んでの工事に補助を出すということですけれども、自分で買った器具に対してもね、補助を行うということもやっていただきたいなというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○宮本委員長 齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 家具転倒防止対策ということで、現在、その自宅の安全性を確保するためですね、設置の器具の設置費も含めて助成をさせていただいているというところでございます。全ての区民を対象にはしておりますけれども、どちらかというと御自身でつけるられない、なかなか難しい方に御利用いただいているのかなというふうに思います。そのほか、それぞれいろいろな防災用品がある中で、我々もその各家庭に合った対策をとっていただけるようにですね、防災用品のあっせん事業なども行っておりまして、そのような制度をいろいろ組み合わせながら対策をとっているというところでございます。

現時点で今の設置助成の制度を見直すという予定はございませんけれども、より多くの方に御利用いただけるようにですね、制度周知には引き続き努めていきたいというふうに考え

ております。

○宮本委員長 よろしいですか。

海津委員。

○海津委員 私のほうからは、今、皆さんから出てたところの補助金のところではまずお伺いさせていただきたいと思います。いや、先ほど、避難所のところの様々な数値を出していただいていましたが、そのところには、先ほども指摘させていただきましたが、出てたのが除いたところのスペースとしてが、妊産婦・乳幼児向けスペースぐらいだったんですよね。ほかにも、これから除かなくちゃいけないのは、感染症患者のスペースとか、そういうのも入ってくるわけですよね。あと、洗濯物干場もそうですし、様々なものを考えていくと、本当にあの中で皆さんがストレスをためずにリラックスして、先に希望を見いだせるような避難所というのはなかなか難しいというのが、あそこで、今回のことによく分かってきたと思うんですけど、こうしたことを考えると、事前復興の考え方からしても、先ほど課長のほうから補助金に関しては合理的かつ効果的な側面から補助金を率を考えることから鑑みると、災害関連死をいかに防ぐかということになるという理解で、ちょっと初めにそれだけまず先に教えてください。理解でいいですか。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 当然、耐震改修の目的というのはですね、住宅に関しては住民の命を守るというところとともに、その次の先の在宅避難というところを踏まえてというところでございます。その中でですね、災害関連死等もなくなるようにというところで、耐震性能を上げていく必要性があるというところで耐震改修促進計画の考え方をしているというところです。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。今、もう本当に御尽力いただいていることはよく分かるんですけども、いまだ2024年の文京区マンション実態調査からすると、築45年以上のマンションが253棟、それから、耐震診断すら未実施が半数以上になっているというふうに数字になっています。こうした中で、千代田区は今年度ですね、今年度、助成限度額が最大2億5,000万の助成、補助金をつけているということで、すぐにこの枠も埋まったというふうに伺っているところですけれども、例えば文京区の場合ですね、今、先ほど緊急輸送道路に面したところのマンションとかへの補助率というお話をありましたけど、それだけではなくてですね、この資料編、ページ49に、49ページにある地震に関する地域危険度測定を文京区は

出していらっしゃるんですよね。そうすると、ここだと、例えば建物倒壊危険度、それから火災危険度からすると、総合危険度がランクの4に値してしまっているところとか、はつきりと安全なところとかなり差があるというものがあります。例えばそうした危険度、この客観的なデータから、危険度に即したところの、例えばマンション等に関してから補助金を、補助金を始めていくとか、そうした優先度のかけ方というのももちろんあるとは思うんですよね。そうした検討はされていくお考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 危険度につきましてはですね、様々な地域で危険度が高いというところはこのデータで示されているというところでございます。また、新たな新防火規制等で、そのところで耐震、除却等のことを進めていくということも考えているというところでございますので、そのところは必要に応じてですね、危険の高いところのケアも継続的に永続的にしていくというところでございます。

また、他区の耐震助成の金額と比べてというところでございますが、他区の状況を我々が言及するということはちょっと適切ではないというふうに考えているところでございますが、我々としては、我々の現状を踏まえてですね、目標に対しての効果的な施策というところになりますので、他区の事例にとらわれずですね、必要な施策を打っていくというところになりますので、そのところの金額の比較というところでは、我々はそこは考えていないというところで、適切な金額で、適切な割合で耐震化を進めていくというところは基本的な考え方、方針でございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今のお考えよく分かりました。ただですね、先ほど、さっきのところで避難所のところからすると、現実的にですよ、現実的に文京区の実態とすると、本当に3.3、あ、3.5か、3.5と言われるスフィア基準のところ、ストレス感じる、災害関連死を減少させられるだけのスペースをとれないという現実があるんですよね。その先に何があるかって言ったら災害関連死です。ですから、先ほど石沢議員のほうからもありましたけども、命を救うための現実からしたときに、それに見合うだけの効果的な補助金というのはどのぐらいなのかということをしっかりと考えていく必要があると思います。

最近、建築事業者の方とお話をしていたら、やはり非常に様々な面が、資材とかも上がっているところからすると、今、改修の技術も相当に上がってきているということなので、建て替え、改築ということではなくって、改修、耐震改修ですね、耐震改修とかにまず軸足を

置いてやっていくということも、SDGsの考え方からも合っているかと思いますので、そうした点で検討いただくことは可能でしょうか。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 委員のおっしゃるように、耐震改修につきましてはですね、様々な技術進化があって、安いなものも、安価なものでできるというところもあるというふうに聞いているというところでございます。また、そのところに關しましては、専門家等を派遣というところもありますが、相談会等で適切な情報提供をすることによってですね、耐震化を上げていただくというところで、在宅避難等も含めて検討して進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。ぜひ文京区としてですね、今、避難所が在宅避難、あ、在宅避難を必要とする、今は非常に厳しい避難所の現実があるというデータがあることからも、災害関連死を生み出さないという新たな覚悟を抱いていただいて、補助金率、しっかりと上げていっていただくことを要望して、終わりにします。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほどからちょっと話に出ておりました、令和8年重点についてなんですかけれども、職員が耐震診断を実施するということ。今までのハードルをちょっと下げて、耐震化率向上に期するのか、あ、期するようになっていただきたいなと思っておりますので、その取組には期待しているところなんですかけれども、一方で、この耐震化率を上げていくためには、この促進事業を皆様に利用していただく必要があると思うんですけれども、ホームページ拝見いたしましたら、この促進事業についてのリーフレット、例えばA4のペラの2枚と、裏表とかで簡単に絵が描いて書いてあって分かりやすいリーフレットとかあったほうがすごい伝わるんじゃないかと思うんですけれども、すごい、すごい精巧にできている11ページにわたるそのパンフレットが載っていて、イラストとかは、まあ、でも内容的にすごい、こういう細かい数字とか、いろいろな情報を入れていかなきゃいけないので、こういうパンフレット、要綱ですかね、になるのはいいと思う、まあ、1か所ぐらい、ちょっとイラストちっちゃいのがありましたけれども、それで書き方のサンプルも載せてるので、これは申請する人として見るにはすごい重要な資料になるんですけれども、例えば耐震化率、自分の家を耐震改修しようと思って資料を取りに行って見る人には有益だと思うんですけど、まだちょっと耐震化というのは頭の片隅にちょっとだけはあるけど、あまりふ

だからは考えていない人とかがぱっと目についてたときに、こういう助成制度あるんだつていって手にとって、ちょっと検討してみようかなと思うには、冊子に、ちょっとこのページ数で細かい文字をどこまで読んでくれるのかというのがちょっとあれかなと思ったので、そういう周知啓発というものも、今後、これは耐震診断助成と耐震設計助成と耐震改修工事助成、三つを一つのパンフレットにしていて、非常に分かり、私からすると分かりやすいとも思うんですけども、ちょっと一般的には分かりにくいのかなと思って、ちょっと矛盾していること言っていますけど、思うので、そういったところを、今後、改善を図りながら、より申請しやすいというか、皆様がこの助成制度を利用して耐震化率を文京区の中でどんどん上げていけるよう、さらに上げていけるようにしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 委員のおっしゃるように、耐震化を希望されている方等につきましてはですね、耐震化は何をすれば、分からぬとかというお声をたしかによく聞くところでございます。委員のおっしゃったように、リーフレット等が多ページにわたってですね、細かい詳細は書いているんですけども、入り口の資料としては、もう違う資料があったほうがいいんではないかという御意見は貴重な御意見としてですね、都市計画部のほうで今後の施策展開に踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。お願いします。

○宮本委員長 あと17分ぐらいしかないので、ちょっと御協力をお願いします。

浅田委員、お願いします。

○浅田委員 本当にお疲れさま。ちょっとね、実は文京区が最初に、平成20年ですから、2008年ですよね、文京区の耐震改修計画というのが出たときに、その目標値が8割とかという数字があったときに、私、初めて見たときに、今でも覚えているんだけど、こんなのできるわけないよって思ったんですよ。正直言ってね。だけど、ここまで積み上げてきたというのは、やっぱり区の努力が大きいと思うんでね、本当に感謝したいと思います。

で、今日はちょっとあまり時間ないんで、2点だけ。1点は、耐震化が進むね、それなりの基準を満たした建物ができます。でね、だけど、道路沿いなんかの、例えばお店の看板であるとか、おつきな何ていうのかな、あるじゃない、薬局なんかによくあるね。それについては、たしか基準がないと思うんですよね、耐震に関する。だけれども、大きな災害が起きたところを見ると、そういったものが道路にドーンと落ちてきたりして、邪魔になってね、非常に道路がこんなになっている。ほかにも倒木とかいろいろありますけれども、それにつ

いても私は併せて検討というのは必要じゃないかと思うんです。それは、そうなってくると今度は景観の問題も当然関わってきますよね。だから、それプラス今度はまちづくりとかね、本当に文京区全体的に取り組まなきやいけない課題になってくると思うんで、その辺についての御意見を簡単に。はい、時間がないので。

○宮本委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 屋外広告物に関する御質問でございますけども、店舗の看板などにつきましては、安全上の点検というものが求められているところでございまして、東京都においてチェックリストを作成して、設置する事業者においては、その項目に従って屋外広告、屋外広告物の設置の申請の際には、そのチェックリストに合致しているということは確認の上、手続きをしているものとしております。したがいまして……。

（「強度も」と言う人あり）

○橋本管理課長 強度といいますか、広告物の安全上、必要な項目についてチェックをしているということでございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっとまた後で、次の機会でもお伺いしますが、やっぱり見た目の問題もありますけど、この耐震計画もそうで、やっぱり強度、これがないと、それは危険なわけですよね。ちょっとそれについて、ちょっとお伺いしたいのと、もう一点、それから、緊急輸送道路というのがありますよね。これは、前回の委員会でも質問させていただいたんですが、東京、国道は国道、都道は都道、区道は区道がそれぞれ対応する、大きな災害が起こったときにね、対応するというふうになっているんですけども、一方で、これは国のはうの計画なんですけれども、道路啓開、啓開というのは拝啓の啓に開くと書いて啓開計画というのがあって、それに基づいて災害時の道路を確保するというのもあるんですね。ただ、これは東京都もまだできていないそうなんです。だけれども、実際に明日起きたかもしれないという災害ですよね。やっぱりこれ、準備が必要だと思うんですよね。誰が、あるいは一緒にね、文京区と東京都がどう一緒にやっていくのかというのが必要だと思うんですね。それについては、やっぱり都に申し入れるとかということも必要だというふうに思いますので、ちょっとこの点だけ。もう終わりますけど。

○宮本委員長 川西課長。

○川西建築指導課長 看板の安全性につきましてはですね、崩れ落ちそうな看板とか外壁とかも含めてですね、いろいろ陳情等、お話をいただくことがあって、我々のはうも現場に行っ

て所有者等に適切な対応等をお願いしているとともにですね、緊急時には消防署さんとも踏まえまして対応しているというところでございます。

また、そこが空き家の場合の対応等につきましても、先般つくりました緊急安全措置のところでですね、空き家であれば必要な対応は必要な部分でできるというところもありますので、いろいろな手法と様々な関係と連携しながらですね、その看板等、安全を脅かすようなものについては対応していくというところかなというところで考えているというところでございます。

○宮本委員長 よろしいですか。

土木部長。

○小野土木部長 特定と一般の緊急障害物、あ、緊急道路障害物除去路線ですか。これについて啓開をしながら、1車線を通行できるような形で対応していくと。これについて、国、都も協定を結んで事業者とやるようになっております。区のほうでも建設事業者59社と協定を結んで、啓開道路として災害時には対応していくというふうになっているという状況でございます。

○宮本委員長 じゃあ、すいません。

（「まあ、いいや」と言う人あり）

○宮本委員長 それでいいですか。

一般質問、4人の方から七つあるんですが、どなたか、今日はいいですという方、御協力して、よろしいですか。

（「半分にして」と言う人あり）

○宮本委員長 じゃ、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 資料の19ページの区間到達率のところなんですかけれども、先ほども議論ありましたけれども、これ果たして100%いける見込みがあるのかというところで、私は個人的にはこれ難しいんじゃないかなと思っていて、やっぱり私有財産ですから、御高齢で動けないとか、お商売なさっているとか、いろんな事情がある。そうすると、仮に助成率100%にしますよっていっても動けない人というのはどうしてもいらっしゃるのかなと思うと、実情に合わせて考えると、17号の細い辺りですよね、そこはもう迂回しちゃって、新しい新白山通りを通すというような計画にできさえすれば簡単に、簡単にといいますか、災害時には、より実効性が高まるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 区間到達率につきましては、今、白山通り、旧白山通りは34%というところになっているんですが、このI_s値という考え方でですね、I_s値が0.6になると耐震性があるというところになるんですけども、I_s値を0.1から0.3にするだけでもですね、倒壊の確率が10分の1程度になるというデータもありますので、なるべく耐震性能を上げていただくことが、この数字を上げていく一つのポイントなのかなというところは考えているというところでございます。

2点目ですね、旧白山通りではなくて、その並行するような白山通りを特定緊急輸送道路にするべきではないかという御意見はですね、我々も同じ意見を持っていまして、この特定緊急輸送道路を指定されたとき及び今回もですね、東京都に対して旧白山通りをという話をしているんですが、原則として国道を特定緊急輸送道路にするというルールがあるというところでですね、この特定緊急輸送道路は旧白山通りから外れないというところになりまして、そのところで到達率が低いというところはですね、閉塞する可能性が高いというところなんで、しっかりケアする必要はあるかなと思いつつ、実際においてはですね、そこを迂回して通れるルートもあるというところで、この数字以上に到達率のほうは実際は高くなっているのかなというふうな考えでいるというところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。私も3.11の夜に新白山通り、あの太さでもやっぱりグリッドロックっていって車が全く動かなくなっちゃっているという状況を見ていますので、倒壊しなくとも通れないという状況も発生し得ると思うんですよね。なので、引き続き頑張っていただいて、実効性のある計画にしていただければなと思います。

以上です。

○宮本委員長 以上をもちまして、報告事項2、文京区耐震改修促進計画の改定についての御質疑を終了いたします。

○宮本委員長 一般質問に入りますが、あと残り数分しかないんですけども、どなたか今日は、皆さん一つずつ、じゃあ。

（「一つずつにしよう」と言う人あり）

○宮本委員長 じゃあ、豪一委員から。

○豪一委員 一応4件あったんで、4件言うだけ言います。一つがね、運営協議会のルーチンは33か所、毎年必ず全部やったほうがいいですよという話をしたかった。

もう一つがね、老健とか特養とか有料老人ホームの被災時の扱いがどうするのかというの
がちょっと心配だと。文京区民の方も結構入っていらっしゃる方、多いのでね。

あともう一つはですね、人口が25万人になると言われている文京区で、その際、耐震化さ
れている新しいマンションとかに入る場合が多いから、在宅避難だとは思うんだけれども、
その配給が33か所の避難所だけで間に合うのかなという配給の問題もいろいろ聞きたかった
です。

今日の質問は、かまどベンチ、この間、やってみたんだけど、これ簡単な質問です。あれ
まきとか着火剤がないから、あれ被災時は、かまどベンチの使用に関して、まきとかってス
トックできないから、防災倉庫にもなかなか入らない、かさばるし入らないだろうし、どう
するのかなということだけ聞かせください。

○宮本委員長 齊藤課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在、土木部のほうで公園再整備に合わせて、地域の要望を伺いな
がら、災害時用のかまどベンチ、設置を進めております。実際に発災したときというのは、
基本、そこで使う木材とかは地域の方で持ち寄っていただくということを想定しております。
現在、区として備蓄は行っていないというような状況でございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 そうですね、持ち寄るのはいいけどね、やっぱり燃やしていいものと、燃えない、
燃やしていいものと悪いものって意外に分からぬ人が多くて、結構塗装が塗ってあってガ
スが出るとかね、そういうのも大事なので、かまどベンチ使用して持ち寄ったときも、その
燃やしていいものと駄目なものをちゃんと目利きできる人が必要だなというのを感じました。
その辺も何か対策できるといいと思います。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

では、海津委員。

○海津委員 簡単なので一つ、先に要望としては、避難所のペット同行、これはやっぱり家族
だという意識を、やっぱり日常の生活の中から区民が等しくそういう意識を育てていくって
大事だと思うんですけど、今、公園がペットが一緒に入れないんですよね。ペットは中に入
らないでくださいと。それで、ほかの他区だと、ちゃんとふんとかそういうものは処理して
くださいということとかやっていて、あと何でいうんですか、リールっていうか、あれに關
すれば短くしてくださいとかいうところでとまっているのにもかかわらず、入れないという

ことは、何かやっぱり一緒にね、ベンチに座ってゆっくり過ごしたいという御家族もいらっしゃると思うので、そういうのは、やっぱり本当にそういう日常の先に避難所の安心したペット同行ということがあると思いますので、そこをお願いしたいこと。

それで、ここが一番あとお願いしたいのが、この災害関連死をとにかく防ぐ避難所をこれから建て替えではつくっていっていただきたいと思うんですが、ここ10年を見ていると、誠之小学校はちゃんと災害関連死に遭わないような設計がきちっとできているんですが、それ以後に関しては、災害関連死を考えた動線がつくられてないと思うんですが、これからきちんと災害関連死、安全に安心して心と体が休める、こうした動線を持ったあれですね、特別教室とかも一括して使えるような考え方で設計していただけるかどうか、それだけ1点お答え……。

○宮本委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 現在進めている小日向台町小学校の改築におきましても、体育館と近隣、エレベーターや階段を使って、お隣に接するような形でオープンスペースを確保したり、多目的室を用意したりというようなことを考えておるところでございます。

学校施設の運用になりますので、そこを最優先に考えつつも、避難所としてもQOLを上げられるような工夫を設計の中で考えていきたいと考えております。

○宮本委員長 では、石沢委員。残り3分あります。すいません。

○石沢委員 私からは、大雨が降ったときに、いわゆる建物の出入口に雨水の浸入を防ぐ止水板などの件についてちょっとお伺いしたいんですけども、今年の7月と9月に大きな集中豪雨が発生して、目黒区でもですね、自由が丘近辺で大きな浸水被害が発生したと。文京区も去年の7月に千駄木のほうで時間雨量で100ミリを超えるような雨が降って、何件かね、千駄木三丁目のほうでも浸水被害が発生したというような話をありましたけれども、何か目黒区ではですね、新たな対策として、止水板設置の費用の助成をですね、個人は4分の3から10分の9に引き上げたと。法人も助成額100万から150万に増額したというような報道がありましたけれども、こうした止水板の設置の助成、ちょっといろいろ調べてみると、文京区では、何か高齢者の住宅には何かやっているというような、調べて分かったんですけども、全体にですね、やっぱりこういう止水板の設置の助成というのは多分ないんじゃないかなと思うんですけども、ぜひつくっていただくようなことも必要なのではないかというふうに思うんですけど、その辺いかがでしょうかということで。

○宮本委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 本区で大雨の際の対応といたしまして、土のうの配付というものを行っております。区内各所に土のうステーションを設けているほか、問合せに応じて土のう配付ということをしておりまして、そういうふうな認識もございますので、止水板の設置につきましては、引き続き研究課題といたしながら、現在の取組を進めてまいりたいと考えております。

○宮本委員長 以上で、一般質問を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○宮本委員長 委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいですが、よろしいでしょうか。
(「はい」と言う人あり)

○宮本委員長 令和8年2月定例議会の資料要求について、1月23日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○宮本委員長 視察についてです。

冒頭に御案内したとおり、午後3時から豊島区の雑司が谷公園丘の上テラス及び豊島みどりの防災公園（イケ・サンパーク）への視察を行いますが、本日の委員会は、視察終了をもって閉会することとします。

委員におかれましては、14時40分までにシビック1階裏の駐車場、駐輪場と併設されているところにお集まりいただき、庁有車にて現地に向かいます。

なお、こちらも先日メールでお伝えのとおり、視察報告書の視察感想文を12月18日、木曜日までに御提出ください。

○宮本委員長 以上で、理事者報告等の委員会を終了といたします。

午後 2時20分 閉会